

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、監査を行ったので、同条第5項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年7月3日

茨城県監査委員 深谷 一広
同 羽生 健志

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

結城市 大矢 尚武
土浦市 古沢 喜幸

2 茨城県職員措置請求書の提出

令和2年4月21日

3 補正書の提出

令和2年5月7日（補正期間は令和2年4月28日から5月7日までの10日間）

4 請求の概要

請求人提出の「茨城県職員措置請求書」（以下「措置請求書」という。）による請求（以下「本件請求」という。）の概要は、次のとおりである。

なお、措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号は本編に合わせて調整し、別表1から別表5までの記載は省略した。

（1）茨城県知事に対する措置請求の要旨

茨城県知事が、平成30年度に茨城県議会の各会派に交付した政務活動費のうち、別紙「平成30年度茨城県議会政務活動費返還請求金額総括」の返還請求金額総合計16,886,567円の金員を返還請求することを怠る行為は違法なので、地方

自治法 242 条第 1 項に基づき、監査委員が茨城県知事に対し、同金員について各会派に対して各会派の対象分を茨城県に返還するよう請求することを勧告することを求める。

(2) 措置請求の理由

ア 政務活動費の性質と支出の根拠等

(ア) 茨城県議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

- a 茨城県議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法第 100 条第 14 項ないし 16 項、及びこれに基づき制定された「茨城県政務活動費の交付に関する条例」(平成 13 年 3 月 28 日茨城県条例第 35 号、最終改正平成 28 年 3 月 29 日茨城県条例第 38 号、平成 28 年 4 月 1 日施行、以下「条例」という)に基づいて県議会各会派に交付される。

茨城県では、上記条例に基づく政務活動費の交付に関する細則を「茨城県政務活動費の交付に関する条例施行規程」(平成 13 年 3 月 23 日議長決裁、改正・平成 28 年 3 月 24 日議長決裁、平成 28 年 4 月 1 日施行、以下「規程」という)で規定し、更に、政務活動費の適正な執行を図るために「政務活動費の手引」(平成 28 年 4 月適用、以下「手引」という)で支出の例示、注意事項などの詳細を定めている。

- b 地方自治法第 100 条第 14 項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」と定めている。

- c 条例は、地方自治法の上記条項に基づき、

- (a) 第 1 条において、政務活動費が「茨城県議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部」として議会に於ける会派に対して交付されるものであること、

- (b) 第 2 条第 1 項において、政務活動費を充てることのできる範囲として、「調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図る為に必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する」とし、同条第 2 項関係の別表において、「人件費」「事務所費」「事務費」「交通費」「視察・研修費」「調査委託費」「資料購入・作成費」「要請陳情等活動費」「会議費」「グループ活動費」「広報紙(誌)発行費」「ホームページ作成・管理費」「政策広報費」「会費」の 14 種類の使途経費を、

- (c) 第9条第2項において、政務活動とそれ以外の活動が混在する場合は、その経費について按分による支出ができるものとし、必要な事項は議長が定めることができること、
- (d) 第10条第1項において、会派の代表者は、政務活動費に係る収支報告書を当該年度の終了した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならないこと、
- (e) 同条第2項において、収支報告書には支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを併せて提出しなければならないこと、
- (f) 第12条において、知事は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度に行なった政務活動費に係る支出（第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができること、をそれぞれ定めている。

d 「規程」は、上記(c)の条文に沿い、第5条第2項において、「政務活動とそれ以外の活動が混在する場合には、合理的に説明できる割合によって、支出額を按分するものとする。」としつつ、合理的に説明できる割合によって按分することが難しい場合は、

- (a) 政務活動と政党活動や後援会活動等が混在する場合は、2分の1
- (b) 政務活動と私的活動が混在する場合は、2分の1
- (c) 政務活動と政党活動や後援会活動等及び私的活動が混在する場合は、4分の1

を上限として算定するとしている。

(イ) 政務活動を遂行するに当たり留意されるべき法の規定

以上の諸制約のもとで実際に支出するに当たり留意しなければならないのは、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」という規定である。この規定は議会にも適用されるものであり、政務活動費の支出に当たっては、十分留意されなくてはならない。

従って、政務活動費に関する「条例」「規程」及び「手引」は、その内容と運用について、この規定を順守しなければならない。

(ウ) 一般的に考えて全部又は一部を認め得ない支出

- a 公表された目的以外で政務活動以外の行為が絡んだ支出
- b 政務活動用としては高額過ぎる物品の購入に係る支出

- c 規定が予定している本来の態様から逸脱している行為に係る支出
- d 目的或は効果が分からない行為に係る支出
- e 低額な手段があるにも関わらず高額な手段を採ったことに係る支出
- f 会派又は議員の宣伝の意味が濃い情報提供行為に係る支出
- g 政党の資金の一部となり得る行為に係る支出

イ 茨城県議会の平成 30 年度政務活動費の交付と精算

- (ア) 茨城県は、「条例」に基づき、平成 30 年度政務活動費として、茨城県議会の各会派に金員を交付した。
- (イ) 本書に関係ある会派のうち、いばらき自民党、県民フォーラム、茨城県議会公明党議員会及び自民党無所属の会は平成 31 年 4 月 26 日に、自民党霞峰の会は平成 31 年 4 月 23 日に、各々「平成 30 年度政務活動費収支報告書」を提出し、茨城県議会事務局が各提出日に受付けた。余剰金のある会派は、規定に従ってその金員を茨城県に返還したと思われる。なお、令和 2 年 3 月 31 日現在上記報告書の訂正は行われていない。

ウ 平成 30 年度の政務活動費の評価結果

アの記載事項に基づき、茨城県議会の各会派が平成 30 年度の政務活動費を充てたとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書などに基づいて、その妥当性を個別に判断し、違法或は不当と判断された結果は、別紙「平成 30 年度茨城県議会政務活動費返還請求金額総括」のとおりであり、そのように判断した評価の内容については、査定対象とした支出の詳細及び個別の返還請求金額とともに別表 1 ないし別表 5 に、記載したとおりである。

なお、別紙及び別表（記載省略）において、会派の名称を次のように省略して表記したことがある。

茨城県議会公明党議員会を公明党、自民党無所属の会を無所属の会、
自民党霞峰の会を霞峰の会

別紙

平成30年度茨城県議会政務活動費返還請求金額総括

金額単位:円

会派名	支払者	交通費及び 視察・研修費	広報紙(誌)発 行費	支払者別 合計	
いばらき自民党	会派	X	7,756,493	7,756,493	
	萩原勇		200,622	200,622	
	西條昌良		100,530	100,530	
	星田弘司		280,159	280,159	
	先崎 光		204,702	204,702	
	戸井田和之		598,000	598,000	
	小川一成		896,311	896,311	
	常井洋治		427,893	427,893	
	計		10,464,710	10,464,710	
県民フォーラム	長谷川修平	X	540,000	540,000	
	齋藤英彰		533,656	533,656	
	計		1,073,656	1,073,656	
公明党	会派	X	1,044,450	1,044,450	
	井手義弘		607,599	1,655,325	2,262,924
	八島功男		81,499	37,426	118,925
	田村佳子		13,131	659,712	672,843
	高崎進		712	803,840	804,552
	計		702,941	4,200,753	4,903,694
無所属の会	本澤徹	X	357,640	357,640	
霞峰の会	外塚潔		86,867	86,867	
	項目別合計	702,941	16,183,626	16,886,567	

返還請求金額総合計

16,886,567

第2 監査委員の除斥

本件請求においては、平成30年度に知事から茨城県議会の各会派へ交付された政務活動費のうち、5頁に示す5つの会派に対して返還請求を求めているものであり、山岡恒夫監査委員及び館静馬監査委員はこれらの会派の一つに属しており、監査の対象に関し直接に利害関係を有するため、地方自治法（以下「法」という。）第199条の2の規定により、除斥とした。

第3 請求の受理

令和2年5月15日に監査委員会議を開催し、本件請求が法第242条に規定する法定要件を備えているか審査を行った結果、法定要件を満たしていると判断して、請求を受理することを決定した。

第4 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和2年5月20日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から陳述は行わない旨申し出があったため、陳述を実施しなかったが、新たな証拠として次の資料（括弧内は請求人が「関連の支払者名」とするもの）が提出された。

- ・資料1 「会派県政報告書秋季限定号」（いばらき自民党）
- ・資料2 「県政活動報告（Summer2018）」（萩原勇）
- ・資料3 「県政活動報告（平成30年8月発行）」（西條昌良）
- ・資料4 「活動報告（討議資料）」（星田弘司）
- ・資料5 「県政活動報告（H30.1発行）No.28号」（先崎光）
- ・資料6 「県政活動報告（H30.5発行）No.29号」（先崎光）
- ・資料7 「県政活動報告（H30.7発行）No.30号」（先崎光）
- ・資料8 「県政報告（2014～2018 4年間の実績）」（小川一成）
- ・資料9 常井洋治ホームページ「「とこい洋治」にご支援をおねがいします」（笑顔大好き Vol.81 を包含）（常井洋治）

- ・資料 10 「とこい洋治県政報告(笑顔大好き Vol. 81)」(常井洋治)
- ・資料 11 「とこい洋治県政報告(笑顔大好き Vol. 80)」の 1, 4 頁(常井洋治)
- ・資料 12 「とこい洋治県政報告(笑顔大好き Vol. 79)」の 1, 4 頁(常井洋治)
- ・資料 13 「広報紙(県民フォーラム県議会報告)」(長谷川修平)
- ・資料 14 「県政だより(2018 年 4 月発行 28 号)」(齋藤英彰)
- ・資料 15 「県政だより(2018 年 7 月発行 29 号)」(齋藤英彰)
- ・資料 16 「県政だより(2018 年 10 月発行 30 号)」(齋藤英彰)
- ・資料 17 「県政だより(2018 年 11 月発行 31 号)」(齋藤英彰)
- ・資料 18 「県政だより(2019 年 1 月発行 32 号)」(齋藤英彰)
- ・資料 19 「県政ミニ通信(田村けい子ミニ通信 2018 年夏号)」(井手義弘)
- ・資料 20 「県政ミニ通信(八島功男ミニ通信 7 月 10 日)」(井手義弘)
- ・資料 21 「県政ミニ通信(高崎進ミニ通信 7 月 15 日号)」(井手義弘)
- ・資料 22 「政務活動調査報告書(討議資料)」(外塚潔)

2 監査対象事項

知事が、平成 30 年度に茨城県議会の各会派に交付した政務活動費のうち、本件請求において摘示された支出を監査対象事項とした。

3 監査対象機関

政務活動費の事務を所管する茨城県議会事務局(以下「議会事務局」という。)を監査対象機関とした。

4 監査対象機関への監査

議会事務局より、以下の監査事項に関する説明聴取を行うとともに、関係書類を確認し、その結果を分析整理した。

(監査事項)

(1) 議会事務局における、政務活動費に係る確認体制及び確認方法について

ア 収支報告書等の提出(四半期ごと)時、どのような確認を行うのか

- ・支出の根拠となる書類
- ・政務活動費から支出することの適正性(政務活動に該当する支出内容であるか)
- ・政務活動費の金額の適正性(按分率等)

- ・「社会通念上必要かつ相当」についての判断
- イ その他、政務活動費に関し、各会派に対しどのような確認等を行っているか

(2) 請求人が摘示する支出について

- ア 当該支出に係る活動は、政務活動に該当しているか
 - (ア) 当該交通費に係る活動内容、行先等の適正性
 - (イ) 視察・研修の行先、目的、成果等の適正性
 - (ウ) 広報紙（誌）の発行目的及び内容の適正性
- イ 各経費に係る政務活動費の充当は適切か
 - (ア) 交通費、視察・研修費及び広報紙（誌）発行費に係る支出の適正性
 - (イ) 按分したものにあっては、当該按分率の適正性

5 監査対象機関の見解

請求人の請求内容に対して、監査の中で以下のとおり監査対象機関から説明を聴取した。

(1) 政務活動費の執行に対する議会事務局の確認体制と方法について

議会事務局は、随時、会派又は議員からの相談・問合せに応じるとともに、会派から収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）の提出を受けたときは、総務課職員（10名）が茨城県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）、茨城県政務活動費の交付に関する条例施行規程（以下「規程」という。）や政務活動費の手引（以下「手引」という。）に照らして、対象経費の範囲に適合しているか確認を行っている。

具体的な確認作業としては、会派の政務活動費経理責任者が確認した収支報告書等の内容について、対象となる活動や充当金額、充当割合など、手引の「政務活動費の支出に当たっての留意事項」に適合しているか確認している。

なお、収支報告書等の内容確認に当たっては、議員活動の自主性、自律性を尊重しつつ、必要に応じて会派の政務活動費経理責任者に説明を求め、確認を行っている。

(2) 会派による確認等について

政務活動費は、条例に基づき議会の会派に交付されるため、会派の所属議員が個々に行う政務活動に充当するに当たっては、会派から所属議員に対して、政務活動に関する包括的な委託を行っている。

また、会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費の執行については、所属議員に対し事前に指導助言を行うとともに、随時、相談に応じており、所属議員から収

支報告等を受けた際には、その活動目的、充当金額や充当割合などの内容について、提出を受けた領収書をはじめ活動記録簿や各種契約書等により、対象経費の範囲に適合しているかを確認したうえ、会派代表者から承認を受けている。

今般の住民監査請求を受けて、代表者及び経理責任者があらためて請求対象の各議員に対し、調査を行うとともに、領収書をはじめ、活動記録簿などの各種関係書類について再度確認を実施した。

(3) 政務活動費の透明性の向上と県民への積極的な広報について

政務活動費のさらなる透明性の確保を図るため、学識経験者で構成する「茨城県議会政務活動費調査等審査会」を平成 28 年 4 月に設置した。

政務活動の適正な執行を確保するため、平成 28 年度から四半期毎に収支状況報告書の提出を求めている。

また、政務活動の内容を県民によく理解していただくため、政務活動費を充当した政務活動について、平成 28 年度分から政務活動実施成果報告書を提出してもらい、議会ホームページ等を活用してその成果を積極的に広報している。

(4) 請求人の主張する査定の基準について

本県の政務活動費については、条例、規程や手引で経費の範囲を定めている。

本件請求において、請求人が主張する第 1・4 (2) のア (ウ)「一般的に考えて全部又は一部を認め得ない支出」(3 頁 20 行目)の a～g については、事実に基づかない憶測又は疑念によるものであるとともに条例、規程や手引の誤った解釈によるものである。このことをもって請求人の主張するような違法・不当な政務活動費の使用事実の指摘とは認められない。

(5) 請求人が不当と主張している支出について

政務活動費に係る支出については、会派又は議員の責任において適切なる判断をもって執行され、議長に対し必要な書類は全て提出されており、本件請求において請求人が支出を認め得ないものとして摘示する個別の案件について、収支報告書等の確認及び改めて会派からの聞き取り調査を実施するなどした結果、支出の内容に不当と思われるものはなく、条例、規程及び手引に定める経費の範囲及び按分割合等に適合していることを確認している。

以上のことから、条例、規程及び手引に照らし政務活動費として違法、不当な支出には当たらない。

6 関係人調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、措置請求書で摘示されている案件について、

関係会派に対し調査への協力を依頼し、当該案件に係る関係会派の説明資料及び証拠書類について議会事務局を通して提示を求め、その内容を確認した。

第5 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事項は、以下のとおりである。

1 政務活動費の概要

(1) 政務活動費制度の経緯

平成11年に地方分権一括法が成立したことに伴い、地方議員の役割が増大したことから、国は、全国都道府県議会議長会や全国市議会議長会の要望を踏まえて、地方議会議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、平成12年に法の一部を改正し、「調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」として、地方議会における会派等に対する調査研究費等の助成制度を法制化した。

その後、「地方自治法の一部を改正する法律」が平成24年9月5日に公布され、名称が「政務活動費」に改められ、交付内容が、これまでの「調査研究」から「調査研究その他の活動」となり用途が拡大された。

本県においても、平成13年4月に「茨城県政務調査費の交付に関する条例」を制定し、さらに、上記法改正に沿って、平成24年12月に同条例を改正した。

また、平成28年4月に、政務活動費の透明性の向上と、県民への積極的な広報を図るため、学識経験者等による第三者機関の設置や、政務活動の成果の公表等を内容とする条例改正を行った。

(2) 根拠法

法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とし、また同条第15項は、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」とし、さらに同条第16項は、「議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定している。

(3) 根拠条例等の主な内容

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例第2条）

政務活動費は、会派又は議員が実施する調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(別表)

分類	経費	内 容
政務活動補助費	人件費	会派又は議員が政務活動のため雇用する職員及び臨時職員等に要する経費
	事務所費	会派又は議員が政務活動のため設置する事務所の設置及び維持に要する経費
	事務費	会派又は議員が政務活動のため設置する事務所における事務運営に要する経費
	交通費	会派又は議員の政務活動に要する日常的な交通費、宿泊費等の経費
調査・政策立案費	視察・研修費	会派又は議員が政務活動のため行う視察・研修・講演会等(共同開催を含む。)に要する経費又は他団体等が主催する視察・研修・講演会等への議員等の参加に要する経費
	調査委託費	会派又は議員が政務活動のため行う外部団体等への調査研究委託に要する経費
	資料購入・作成費	会派又は議員が議会審議や政務活動のため行う図書等の購入、利用等及び資料作成に要する経費
	要請陳情等活動費	会派又は議員が政務活動のため行う要請陳情活動、住民相談等に要する経費
	会議費	会派又は議員が政務活動のため開催する会議、住民相談会等に要する経費
	グループ活動費	会派又は議員が政務活動のため行う県政に関連する議員連盟活動等に要する経費
広報	広報紙(誌)発行費	会派又は議員が政務活動のため行う広報紙(誌)等の作成・発行に要する経費

広聴活動費	ホームページ作成・管理費	会派又は議員が政務活動のため行うホームページ・ブログ等の作成・管理に要する経費
	政策広報費	会派又は議員が政務活動のため行う音声による広報広聴活動に要する経費
	会費	会派又は議員が政務活動のため行う各種団体等が主催する会合等への参加に要する経費

イ 交付対象（条例第3条）

政務活動費は、議会の会派に対し交付するものとする。

ウ 交付額（条例第4条）

各会派に対し交付する政務活動費の月額は、300,000円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

エ 会派の届出（条例第5条）

議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、当該会派の代表者は、会派結成届を議会の議長に提出しなければならない。

オ 会派の知事への通知（条例第6条）

議長は、前条の規定による会派結成届、会派異動届又は会派解散届の提出があったときは、速やかに知事に通知しなければならない。

カ 交付決定（条例第7条）

知事は、前条の規定による通知があったときは、当該通知に係る会派に係る政務活動費の交付の決定を行い、当該会派の代表者に通知しなければならない。

キ 交付（条例第8条）

知事は、毎四半期の最初の月に、当該四半期分の政務活動費を交付するものとする。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月までの月数分の政務活動費を交付する。

ク 実費支出の原則等（条例第9条）

政務活動費に係る支出額は、政務活動に資するための必要な経費の実費とする。ただし、議長が別に定めるものについては、実費に代えて、議長が定める方法により算定した額によることができる。

政務活動とそれ以外の活動が混在する場合は、その経費について按分による支出ができるものとし、必要な事項は議長が定めることができる。

[議長が別に定めるもの（規程第5条）]

- a 自動車を利用する場合の交通費の算定について

1 キロメートルにつき 24 円とすることができる。

b 按分について

政務活動とそれ以外の活動が混在する場合には、合理的に説明できる割合によって、支出額を按分するものとする。ただし、合理的に説明できる割合によって按分することが難しい場合は、次の各号の按分割合を上限として算定するものとする。

(a) 政務活動と政党活動や後援会活動等が混在する場合は、2分の1

(b) 政務活動と私的活動が混在する場合は、2分の1

(c) 政務活動と政党活動や後援会活動等及び私的活動が混在する場合は、4分の1

ケ 収支報告書等（条例第 10 条）

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、別に定める様式により、当該年度の終了した日の翌日から起算して 30 日以内に議長に提出しなければならない。

収支報告書を提出するときは、政務活動費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

コ 議長の調査及び透明性の確保（条例第 11 条）

議長は、政務活動費の適正な使用を確保するため、前条の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

サ 茨城県議会政務活動費調査等審査会（条例第 11 条の 2）

議長は、前条に規定する調査等に関し専門的見地からの意見を聴くため、議長が選任する 2 人の学識経験を有する者をもって構成する茨城県議会政務活動費調査等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

審査会は、意見を述べる場合において必要があると認めるときは、収支報告書等に関し、検査を行うことができるものとする。

審査会は、検査を行う場合において、政務活動費の使用状況等の適切な把握のため必要があると認めるときは、会派との意見交換等を行うことができるものとする。

審査会は、必要があると認めるときは、議長又は会派に対し、政務活動費に関する指導及び助言をすることができるものとする。

シ 返還（条例第 12 条）

知事は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度に交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度に行った政務活動費に係る支出(条例第 2

条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。

ス 収支報告書等の保存及び閲覧（条例第 13 条）

議長は、条例第 10 条の規定により提出された収支報告書等を、提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し収支報告書等（茨城県議会情報公開条例（平成 12 年茨城県条例第 87 号）第 7 条に規定する不開示情報を除く。）の閲覧を請求することができる。

セ 委任（条例第 14 条）

この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

（4）手引の性格，位置付け

茨城県議会は、政務調査費制度の運用を明確化するため、平成 20 年 6 月から議会運営委員会のメンバーにより検討を開始し、平成 21 年 10 月に全会派で構成する政務調査費検討会を設置し検討した結果、平成 21 年 12 月に条例を改正するとともに、併せて、政務調査費の使途にあたっての基本的な考え方や留意事項等を内容とした手引を策定した。

平成 24 年 9 月の「地方自治法の一部を改正する法律」の公布に伴い、前回（平成 21 年）と同じく全会派で構成する政務活動費検討会を設置し、平成 24 年 12 月の条例の改正に併せて、政務活動費の適正な執行を図るための指針である手引の改正を行った。

（5）政務活動費の支出状況等

平成 30 年度の各会派に係る政務活動費の支出状況については、以下のとおりである。

支出金額及び支出年月日

		支出日	支出額（円）
いばらき自民党 収支報告年月日： 平成 31 年 4 月 26 日	第 1 期	平成 30 年 4 月 16 日（月）	36,000,000
	第 2 期	平成 30 年 7 月 17 日（火）	36,000,000
	第 3 期	平成 30 年 10 月 15 日（月）	36,000,000

収支報告額： 119,230,049 円	第4期	平成31年1月18日(金)	12,000,000
		平成31年2月18日(月)	22,200,000
		平成31年3月15日(金)	300,000
	戻入	令和元年5月30日(木)	-23,269,951
	小計		119,230,049
県民フォーラム 収支報告年月日： 平成31年4月26日 収支報告額： 14,114,078 円	第1期	平成30年4月16日(月)	4,500,000
	第2期	平成30年7月17日(火)	4,500,000
	第3期	平成30年10月15日(月)	4,500,000
	第4期	平成31年1月18日(金)	1,500,000
		平成31年2月18日(月)	3,000,000
	戻入	令和元年5月27日(月)	-3,885,922
	小計		14,114,078
茨城県議会公明党議員会 収支報告年月日： 平成31年4月26日 収支報告額： 12,754,029 円	第1期	平成30年4月16日(月)	3,600,000
	第2期	平成30年7月17日(火)	3,600,000
	第3期	平成30年10月15日(月)	3,600,000
	第4期	平成31年1月18日(金)	1,200,000
		平成31年2月18日(月)	2,400,000
	戻入	令和元年5月29日(水)	-1,645,971
	小計		12,754,029
自民県政クラブ 収支報告年月日： 平成31年4月26日 収支報告額： 16,209,906 円	第1期	平成30年4月16日(月)	4,500,000
	第2期	平成30年7月17日(火)	4,500,000
	第3期	平成30年10月15日(月)	4,500,000
	第4期	平成31年1月18日(金)	1,500,000
		平成31年2月18日(月)	2,400,000
	戻入	令和元年5月31日(金)	-1,190,094
	小計		16,209,906

日本共産党茨城県議会議員団 収支報告年月日： 平成 31 年 4 月 26 日 収支報告額： 8,626,127 円	第 1 期	平成 30 年 4 月 16 日 (月)	2,700,000
	第 2 期	平成 30 年 7 月 17 日 (火)	2,700,000
	第 3 期	平成 30 年 10 月 15 日 (月)	2,700,000
	第 4 期	平成 31 年 1 月 18 日 (金)	900,000
		平成 31 年 2 月 18 日 (月)	1,200,000
	戻入	令和元年 5 月 27 日 (月)	-1,573,873
	小計		8,626,127
自民党潮来 収支報告年月日： 平成 31 年 4 月 26 日 収支報告額： 838,100 円	第 1 期	平成 30 年 4 月 16 日 (月)	900,000
	第 2 期	平成 30 年 7 月 17 日 (火)	900,000
	第 3 期	平成 30 年 10 月 15 日 (月)	900,000
	第 4 期	平成 31 年 1 月 18 日 (金)	300,000
		平成 31 年 2 月 18 日 (月)	600,000
	戻入	令和元年 5 月 31 日 (金)	-2,761,900
	小計		838,100
自民党無所属の会 収支報告年月日： 平成 31 年 4 月 26 日 収支報告額： 3,600,000 円	第 1 期	平成 30 年 4 月 16 日 (月)	900,000
	第 2 期	平成 30 年 7 月 17 日 (火)	900,000
	第 3 期	平成 30 年 10 月 15 日 (月)	900,000
	第 4 期	平成 31 年 1 月 18 日 (金)	300,000
		平成 31 年 2 月 18 日 (月)	600,000
	戻入		0
	小計		3,600,000
自民党霞峰の会 収支報告年月日： 平成 31 年 4 月 23 日 収支報告額： 2,452,072 円	第 1 期	平成 30 年 4 月 16 日 (月)	900,000
	第 2 期	平成 30 年 7 月 17 日 (火)	900,000
	第 3 期	平成 30 年 10 月 15 日 (月)	900,000
	第 4 期	平成 31 年 1 月 18 日 (金)	300,000
		平成 31 年 2 月 18 日 (月)	600,000

	戻入	令和元年5月28日(火)	-1,147,928
	小計		2,452,072
立憲民主党 収支報告年月日： 平成31年4月26日 収支報告額： 174,026円	第1期		
	第2期		
	第3期		
	第4期	平成31年2月18日(月)	600,000
	戻入	令和元年5月31日(金)	-425,974
	小計		174,026
しげる会 収支報告年月日： 平成31年4月26日 収支報告額： 0円	第1期		
	第2期		
	第3期		
	第4期	平成31年2月18日(月)	600,000
	戻入	令和元年5月30日(木)	-600,000
	小計		0
坂本会 収支報告年月日： 平成31年2月20日 収支報告額： 0円	第1期		
	第2期		
	第3期		
	第4期	平成31年2月18日(月)	300,000
	戻入	平成31年3月12日(火)	-300,000
	小計		0
栄和会 収支報告年月日： 平成31年2月20日 収支報告額： 0円	第1期		
	第2期		
	第3期		
	第4期	平成31年2月18日(月)	300,000
	戻入	平成31年3月14日(木)	-300,000
	小計		0

若波会 収支報告年月日： 平成 31 年 2 月 20 日 収支報告額： 0 円	第 1 期		
	第 2 期		
	第 3 期		
	第 4 期	平成 31 年 2 月 18 日 (月)	300,000
	戻入	平成 31 年 3 月 15 日 (金)	-300,000
	小計		0
はやとの会 収支報告年月日： 平成 31 年 4 月 26 日 収支報告額： 59,400 円	第 1 期		
	第 2 期		
	第 3 期		
	第 4 期	平成 31 年 2 月 18 日 (月)	600,000
	戻入	令和元年 5 月 28 日 (火)	-540,600
	小計		59,400
新自民クラブ 収支報告年月日： 平成 31 年 4 月 26 日 収支報告額： 407,896 円	第 1 期		
	第 2 期		
	第 3 期		
	第 4 期	平成 31 年 3 月 15 日 (金)	900,000
	戻入	令和元年 5 月 28 日 (火)	-492,104
	小計		407,896
計			178,465,683

2 議会事務局における事務処理等

(1) 条例や手引に係る周知の徹底と理解の促進

平成 28 年 4 月の条例改正は議員提案によるものであり、それに伴う手引の改正についても、議会事務局において各会派の了解を得て行ったものであるが、改正後の手引の留意事項等については、議会事務局から当時の各会派に対して周知徹底を図っている。

さらに、1 人会派の議員や、任期途中の補選等による新任議員に対しては、別途

説明会を設け、手引の内容等について十分な説明を行っている。

また、会派、議員からの随時の問合せや相談に対し、個別に応じている。

(2) 議長権限に基づく調査

収支報告書等の提出を受ける議長は、条例第 11 条の規定に基づき、政務活動費について、常に制度の趣旨に即した適正な使用を確保するため、会派から収支報告書等の提出があった際、その記載方法、充当金額や充当割合等が、条例、規程や手引に照らして誤りがないかなど、必要に応じて調査を行うこととなっている。

なお、この調査は、法第 138 条第 7 項の規定に基づき議会事務局において行っている。

(3) 茨城県議会政務活動費調査等審査会

平成 28 年 4 月の条例改正により、政務活動費のさらなる透明性の確保を図るため、第三者機関として、学識経験者 2 名（公認会計士及び弁護士）で構成する茨城県議会政務活動費調査等審査会が設置された。

議会事務局では、同審査会から、収支報告書等に関し必要に応じ検査を受けるとともに、政務活動費の交付に係る審査に当たり、指導・助言を受けており、その結果について、各会派に通知している。

(4) 支出の根拠となる書類の確認

支出実績報告として提出される「政務活動費収支報告書」には、その支出の事実を証する書類の写しとして、

- ・政務活動費領収書等貼付用紙
- ・政務活動費支払証明書

が添付されており、議会事務局総務課の 10 名で、提出のあった全ての会派に係る上記書類の内容確認を、最終的には出納整理期間中（5 月末まで）の戻入期限に間に合うように行っている。

(5) 主な確認事項について

ア 政務活動費から支出することの妥当性

政務活動費の手引に照らし不適切な支出ではないかを確認し、疑義がある場合には会派の経理責任者等に問い合わせるとともに、会派が保管している雇用契約書等の証拠書類の提示を必要に応じて求めるなどして、政務活動費による支出の妥当性について確認を行っている。

イ 支出金額の妥当性

支出金額の妥当性については、手引の上限額、社会通念等を考慮し適切かつ総合的に判断している。

ウ 按分率の妥当性

支出金額の按分については、手引の規定に照らし適切に行われているか判断している。例えば、事務所費で按分率1分の1などの場合には、当該事務所が専ら政務活動に使用されていることを客観的に示すよう会派に対し説明を求めている。また、按分率4分の3など、手引に照らし一般的でない按分率で提出された書類についても同様に確認を行っている。

エ 収支報告書等の確認

提出された「政務活動費収支報告書」の金額が正しいかどうかを確認するため、「政務活動費領収書等貼付用紙」等「支出の事実を証する書類の写し」の政務活動費支出額を支出項目ごとに集計し、支出総額の確認等を行っている。

(6) 包括的な委託の確認

包括的な委託は、毎年度4月1日付けで会派代表者から所属議員に対して「政務活動依頼書」を送付することにより行っており（1人会派を除く。）、議会事務局では、その内容が手引に照らし適切か、それが所属議員全員分あるかどうか、といった確認を行っている。また、年度途中で所属議員が増となった場合には同様に会派から議員に対し送付されるので、同様の確認を行っている。

(7) 問合せ等に対する対応

会派から随時、「政務活動費の対象経費の範囲に適合しているかどうか」等の問合せがあるが、その都度、手引等の規定に基づき対応している。

(8) 透明性の確保

各会派から提出された収支報告書等を閲覧に供するとともに、収支報告書については、議会ホームページにおいて公開している。

また、平成28年度分の政務活動費より、会派から政務活動実施成果報告書の提出を受けており、当該報告書についても議会ホームページにおいて公開している。

3 会派における事務処理等

(1) 政務活動費の使途に係る所属議員への指導

1人会派以外の会派では、年度初めの会派会議等において、代表者及び経理責任者が全所属議員に対し、条例、手引により、条例第2条に規定する政務活動費の経費の範囲や、政務活動と後援会活動等の政務活動以外の活動が混在する場合の按分割合、さらには、政務活動費の支出にあたっての人件費、事務所費、会費といった経費ごとの留意すべき点等を説明している。

また、所属議員から会派に対し政務活動費への充当の可否や按分割合などの事項

の問合せがあった場合、経理責任者は随時、電話や対面により相談に応じている。

さらに、所属議員から収支報告等の提出を受けた際には、経理責任者が政務活動費に充当できる活動内容であるか、按分割合や充当金額について領収書、活動記録簿及び各種契約書等により確認し、必要な場合は、当該議員に説明を求めている。

(2) 政務活動費の使途に疑義が生じた場合の対処法

所属議員が実際の政務活動を行っていくうえで、政務活動費への充当の可否や按分割合などについて不明な点がある場合、1人会派以外の会派では、所属議員が経理責任者に相談し、必要に応じて会派代表者との協議を経て対処する。

そのうえでなお判断に迷う場合は、議会事務局に問い合わせることにより、会派として判断をしている。

また、1人会派について同様の案件がある場合、議会事務局に問い合わせることにより判断している。

(3) 会派から所属議員への政務活動の包括的委託状況

政務活動費は、条例の規定に基づき会派に交付されることとなっているため、1人会派以外の会派では、各所属議員に対し、年度当初に、手引に基づく様式により政務活動の包括的委託を行っており、所属議員が個々に政務活動費を充当することを認めている。

(4) 茨城県議会政務活動費調査等審査会

平成30年度交付分の政務活動費については、2回にわたり茨城県議会政務活動費調査等審査会が開催されており、うち1回において、参加を希望した会派では同審査会との意見交換を行い、政務活動費に係る疑問等について指導・助言を受けている。

4 請求人が摘示した支出に係る事務手続

請求人が、本件請求の中で違法、不当な支出として摘示した案件について、議会事務局への聴き取り、領収書類等の確認を行うとともに、必要に応じて関係会派に対し説明資料及び支出証拠書等の提示を求め、調査したところ、事務手続は条例、規程及び手引に則りなされていた。

5 請求内容の相違

措置請求書と収支報告書等を照合確認した結果、請求人の主張する内容に、表1のとおり相違が認められた。

6 交通費及び視察・研修費等の返還

交通費及び視察・研修費、広報紙（誌）発行費の一部に関し、表2のとおり按分率等の錯誤を理由に返還の申出があり、議会事務局が返還手続を行ったことについて、関係書類により以下のとおり収納済であることを確認した。

返還申出日	令和2年6月12日
返還の内容	茨城県議会公明党議員会
	【交通費及び視察・研修費】
	ガソリン代等 (20件) 17,916円
	高速料金 (3件) 2,650円
	電車料金 (5件) 14,060円
	駐車料金 (75件) 14,000円
	交通費及び視察・研修費計 (103件) 48,626円
	【広報紙（誌）発行費】
	広報紙配送業務補助費 (1件) 12,375円
	広報紙（誌）発行費計 (1件) 12,375円
合計 (104件) 61,001円	
返還の理由	収支報告書等の記載に錯誤があった。
調定決議票起票日	令和2年6月15日
返還金収納日	令和2年6月16日

(表1)

本件請求と収支報告書等の相違内容

別表番号	別表頁	会派(略称)	議員等名	項目(費目)	番号等	相違項目等	請求書記載内容	収支報告書(領収書等)記載内容等	備考
1	1	公明党	井手義弘	交通費及び視察・研修費	1 井手8	行先	日立事務所	福島県川内村ワインプロジェクト, 福島第1原発, Jビレッジ	収支報告書には, 「日立事務所」の記載なし
1	1	公明党	井手義弘	交通費及び視察・研修費(高速料金)	1 井手9	高速料金・他明細	9:41	17:07	収支報告書には, 出口ICの出口時分「17:07」と記載
1	2	公明党	井手義弘	交通費及び視察・研修費	1 井手22	申請理由	県北芸術祭の時期開催について	県北芸術祭の次期開催について	
1	2	公明党	井手義弘	交通費及び視察・研修費(高速料金)	1 井手26	高速料金・他明細	9:00	9:30	収支報告書には, 出口ICの出口時分「9:30」と記載
1	2	公明党	井手義弘	交通費及び視察・研修費(高速料金)	1 井手37	高速料金・他明細	水戸880	水戸780	
1	3	公明党	井手義弘	交通費及び視察・研修費(ガソリン代等及び高速料金)	1 井手51	申請理由	「能舞台」	「農舞台」	
1	3	公明党	井手義弘	交通費及び視察・研修費(宿泊費)	1 井手51	高速料金・他明細	ダ・フィールイン六日町	ダ・フェールイン六日町	
1	3	公明党	井手義弘	交通費及び視察・研修費(高速料金)	1 井手52	行先	日立事務所	(空欄)	
1	3	公明党	井手義弘	交通費及び視察・研修費	1 井手54	申請理由	地方創世の県外調査	地方創生の県外調査	

別表 番号	別表 頁	会派 (略称)	議員等名	項目 (費目)	番号等	相違項目等	請求書記載内容	収支報告書 (領収書等) 記載内容等	備 考
1	3	公明党	井手義弘	交通費及び 視察・研修費	1 井手55	申請理由	地方創世の取り組みの聴き 取り調査	地方創生の取り組みを聴き 取り調査	
1	3	公明党	井手義弘	交通費及び 視察・研修費	1 井手55	申請理由	地方交流点「真鍋屋」	地方交流拠点「真鍋屋」	
1	4	公明党	井手義弘	交通費及び 視察・研修費	1 井手57	日付	8 / 8	8 / 7	収支報告書には、「利用日 2018/8/7」と記載
1	4	公明党	井手義弘	交通費及び 視察・研修費	1 井手60	行先	県議会	日立市内	収支報告書には、「県議会」の記 載なし
1	4	公明党	井手義弘	交通費及び 視察・研修費	1 井手65	申請理由	義援金の預託	義援金の寄託	
1	4	公明党	井手義弘	交通費及び 視察・研修費	1 井手72	申請理由	那珂市の「ひまわりフェス ティバル」を視察	那珂市の「なかひまわり フェスティバル」を視察	
1	5	公明党	井手義弘	交通費及び 視察・研修費	1 井手90	曜日	木	水	
1	5	公明党	井手義弘	交通費及び 視察・研修費	1 井手91	曜日	金	木	
1	5	公明党	井手義弘	交通費及び 視察・研修費	1 井手102	曜日	日	金	
1	5	公明党	井手義弘	交通費及び 視察・研修費	1 井手103	申請理由	日立BRTを使った自動運転 の実証試験の試乗調査・日 立市内で県政懇談会	ひたちBRTを使った自動運 転の実証試験の試乗調査・ 日立市内で県政報告	
1	6	公明党	井手義弘	交通費及び 視察・研修費 (参加費)	1 井手115	高速料金・ 他明細	里山資本主義フォーラム実 行調査委員会	里山資本主義フォーラム実 行委員会	

別表 番号	別表 頁	会派 (略称)	議員等名	項目 (費目)	番号等	相違項目等	請求書記載内容	収支報告書 (領収書等) 記載内容等	備 考
1	6	公明党	井手義弘	交通費及び 視察・研修費	1 井手119	行先	文科省 国交省 いばらき センス	(空欄)	
1	7	公明党	八島功男	交通費及び 視察・研修費	2 八島6	交通費等請 求理由	鹿島市政	鹿嶋市政	
1	7	公明党	八島功男	交通費及び 視察・研修費	2 八島6	交通費等請 求理由	観光地のフィルムコミッ ションの現場視察	観光施策とフィルムコミッ ションの現場視察	
1	7	公明党	八島功男	交通費及び 視察・研修費	2 八島18	高速料金・ 他明細	長野県立図書館	県立長野図書館	
1	7	公明党	八島功男	交通費及び 視察・研修費	2 八島18	行先	長野県お布施町	長野県小布施町	
1	7	公明党	八島功男	交通費及び 視察・研修費	2 八島18	交通費等請 求理由	長野小布施町	長野県小布施町	
1	7	公明党	八島功男	交通費及び 視察・研修費	2 八島25	交通費等請 求理由	中小企業の事業承継	中小企業の事業継承	
1	8	公明党	八島功男	交通費及び 視察・研修費	2 八島48	高速料金・ 他明細	12:56	12時52分	
2	1	いばらき 自民党	萩原勇	広報紙(誌) 作成費	1 萩原2	配布費の内 容等[支払 先]	エービックコム	株式会社エーヴィックコム	
2	1	いばらき 自民党	萩原勇	広報紙(誌) 作成費	1 萩原2	支払い年月 日	30.7.15	30.7.25	
2	1	いばらき 自民党	星田弘司	広報紙(誌) 作成費	1 星田1	製作費の内 容等	活動報告配布印刷費, ポス ティング代	「活動報告」配布のための ポスティング業務委託料 (65,420部印刷費含む)	

別表 番号	別表 頁	会派 (略称)	議員等名	項目 (費目)	番号等	相違項目等	請求書記載内容	収支報告書 (領収書等) 記載内容等	備 考
2	1	いばらき 自民党	先崎光	広報紙(誌) 作成費	1 先崎3	配布費の内 容等	県政活動報告書No.29郵送料	県政活動報告書No.29発送代 (市外)	
2	1	いばらき 自民党	先崎光	広報紙(誌) 作成費	1 先崎4	配布費の内 容等	県政活動報告書No.29郵送料	県政活動報告書No.29発送代 (市内)	
2	1	いばらき 自民党	先崎光	広報紙(誌) 作成費	1 先崎6	配布費の内 容等	県政活動報告書No.30郵送料	県政活動報告書No.30発送代 (市内)	
2	1	いばらき 自民党	先崎光	広報紙(誌) 作成費	1 先崎7	配布費の内 容等	県政活動報告書No.30郵送料	県政活動報告書No.30発送代 (市外)	
2	1	いばらき 自民党	小川一成	広報紙(誌) 作成費	1 小川2	製作費の内 容等	県政報告印刷代	県政報告作成印刷一式	
2	2	いばらき 自民党	星田弘司	広報紙(誌) 作成費	2 星田1	報告書等の 名称等	活動報告(討議資料)全3 頁	(なし)	関係人調査により政務活動費の対 象とした広報紙(誌)は「星田こ うじ@行動派通信」(全2頁)と 確認

(表2)

【返還された政務活動費】

(円)

議員名	活動内容	経費	費用名	当初 按分率	修正後 按分率	充当額	返還額	備考	
〇公明党（交通費及び視察・研修費）									
1	井手義弘	H30.4.22 小木津山自然公園の池の清掃作業に参加・市内で県議会報告・まちおこしグループとの懇談会(常陸太田市内)	交通費及び視察・研修費	ガソリン代等	1/1	1/2	2,088	1,044	R2.6.16 返還
2	井手義弘	H30.4.24 県議会報告	交通費及び視察・研修費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
3	井手義弘	H30.4.29 笠間市陶炎祭を視察(地域振興について笠間市の関係者、観光協会役員と意見交換)	交通費及び視察・研修費	ガソリン代等	1/1	—	3,000	840	R2.6.16 返還
				高速料金	1/1	—	1,100	0	
4	井手義弘	H30.5.1 明秀学園日立高等学校を訪問、学校長と私学振興について意見交換会・高萩市役所を訪問(地域活性化について意見交換)・映画「ある町の高い煙突」のロケ地などを訪問	交通費及び視察・研修費	ガソリン代等	1/1	—	4,152	2,112	R2.6.16 返還
5	井手義弘	H30.5.31 県議会で6月議会対応(一般質問検討、意見書の検討を行う)・住民との懇談会(県政に対する要望聴取:水戸市内)	交通費及び視察・研修費	ガソリン代等	1/1	—	1,968	360	R2.6.16 返還
				高速料金	1/1	—	460	0	
6	井手義弘	H30.6.4 県議会公明党政調会(6月議会の対応について、請願、陳情等の対応について)・県議会議員と意見交換(県北振興について)	交通費及び視察・研修費	ガソリン代等	1/1	—	2,064	528	R2.6.16 返還
7	井手義弘	H30.6.13 県議会報告	交通費及び視察・研修費	駐車料金	1/1	—	100	100	R2.6.16 返還
8	井手義弘	H30.6.19 県議会報告	交通費及び視察・研修費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
9	井手義弘	H30.6.22 県議会報告	交通費及び視察・研修費	駐車料金	1/1	—	100	100	R2.6.16 返還
10	井手義弘	H30.6.26 県議会報告	交通費及び視察・研修費	駐車料金	1/1	—	400	400	R2.6.16 返還
11	井手義弘	H30.7.9 県議会報告	交通費及び視察・研修費	駐車料金	1/1	—	400	400	R2.6.16 返還
12	井手義弘	H30.7.10 県議会報告	交通費及び視察・研修費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
13	井手義弘	H30.7.17 県議会報告	交通費及び視察・研修費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
14	井手義弘	H30.7.18 県議会報告	交通費及び視察・研修費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
15	井手義弘	H30.7.19 県議会報告	交通費及び視察・研修費	駐車料金	1/1	—	100	100	R2.6.16 返還
16	井手義弘	H30.7.20 県議会で9月議会代表質問のヒアリングを行う。日立市役所から小中学校のエアコン設置状況について聴き取り	交通費及び視察・研修費	ガソリン代等	1/1	—	2,256	240	R2.6.16 返還

	議員名	活動内容	経費	費用名	当初 按分率	修正後 按分率	充当額	返還額	備考
17	井手義弘	H30.7.24 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
18	井手義弘	H30.7.25 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
19	井手義弘	H30.7.26 朝の県議会報告(JR日立駅前), 小川春 樹日立市長に小中学校・幼稚園へのエアコン設置要 望	交通費及び 視察・研修 費	ガソリン代等	1/1	1/2	1,320	660	R2.6.16 返還
20	井手義弘	H30.8.9 県議会で台風13号の被害情報の確認。・県 議会代表質問の事前資料整理(県議会にて)	交通費及び 視察・研修 費	ガソリン代等	1/1	—	1,968	432	R2.6.16 返還
21	井手義弘	H30.8.10 県議会で茨城県の防災対策について専門 家から意見聴取。・県北芸術祭の今後の展開につい て県北振興局と意見交換。・夏休み中の部活動の熱 中症予防策について県教育庁意見交換	交通費及び 視察・研修 費	ガソリン代等	1/1	—	1,968	216	R2.6.16 返還
				高速料金	1/1	—	550	0	
22	井手義弘	H30.8.13 県議会代表質問の事前勉強会(東海第2 原発の再稼働について, SDGsの推進と課題につい て)	交通費及び 視察・研修 費	ガソリン代等	1/1	—	1,968	432	R2.6.16 返還
23	井手義弘	H30.8.15 県議会で9月議会代表質問のヒアリング(日 本遺産の認定と活用)	交通費及び 視察・研修 費	ガソリン代等	1/1	—	1,968	432	R2.6.16 返還
24	井手義弘	H30.8.17 県議会公明党政務調査会打合せ(9月代 表質問, 一般質問について)・日赤茨城支部を訪問 (義援金の寄託, 大規模災害対応などについて意見 交換)	交通費及び 視察・研修 費	ガソリン代等	1/1	—	2,064	1,272	R2.6.16 返還
				高速料金	1/1	1/2	780	390	
25	井手義弘	H30.8.18 水戸市内で住民相談(常澄町:介護施設の 入所について)・石岡市内で県議会報告(大規模災 害への対応について)・つくば市内で県政懇談会 (子育て支援の充実について)	交通費及び 視察・研修 費	ガソリン代等	1/1	1/2	4,536	2,268	R2.6.16 返還
				高速料金	1/1	1/2	2,650	1,325	
26	井手義弘	H30.8.21 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
27	井手義弘	H30.8.22 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
28	井手義弘	H30.8.23 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	100	100	R2.6.16 返還
29	井手義弘	H30.9.4 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
30	井手義弘	H30.9.12 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
31	井手義弘	H30.9.18 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
32	井手義弘	H30.9.19 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
33	井手義弘	H30.9.25 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還

	議員名	活動内容	経費	費用名	当初 按分率	修正後 按分率	充当額	返還額	備考
34	井手義弘	H30.9.26 ひたちなか市(那珂湊)で県政報告会開催	交通費及び 視察・研修 費	ガソリン代等	1/1	—	2,160	2,160	R2.6.16 返還
35	井手義弘	H30.10.1 水戸市内で県議会報告, 政調会打ち合わせ(10月からの新規事業について)・福祉医療制度(マル福)の変遷と今後の方向性について調査(県議会図書館他)	交通費及び 視察・研修 費	ガソリン代等	1/1	—	1,968	432	R2.6.16 返還
36	井手義弘	H30.10.2 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
37	井手義弘	H30.10.3 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
38	井手義弘	H30.10.4 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	100	100	R2.6.16 返還
39	井手義弘	H30.10.9 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
40	井手義弘	H30.10.10 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
41	井手義弘	H30.10.16 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
42	井手義弘	H30.10.17 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
43	井手義弘	H30.10.18 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
44	井手義弘	H30.10.30 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
45	井手義弘	H30.10.31 JR常陸多賀駅で朝の県議報告会(大人の救急電話相談#7119について)・不動産業者と意見交換(空き家対策などについて)	交通費及び 視察・研修 費	ガソリン代等	1/1	1/2	648	324	R2.6.16 返還
46	井手義弘	H30.11.8 朝の県議会報告(JR日立駅)・県議会議員との意見交換(茨城空港の利活用などについて:水戸市内)	交通費及び 視察・研修 費	ガソリン代等	1/1	1/2	2,016	1,008	R2.6.16 返還
47	井手義弘	H30.11.10 日立市内で県議会報告(市内3箇所:おとなの救急電話相談・いばらき結婚応援パスポートについて)	交通費及び 視察・研修 費	ガソリン代等	1/1	1/2	600	300	R2.6.16 返還
48	井手義弘	H30.11.14 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
49	井手義弘	H30.11.21 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
50	井手義弘	H30.11.27 県議会報告	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
51	八島功男	H30.4.4 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
52	八島功男	H30.4.11 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
53	八島功男	H30.4.18 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還

	議員名	活動内容	経費	費用名	当初 按分率	修正後 按分率	充当額	返還額	備考
54	八島功男	H30.5.2 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
55	八島功男	H30.5.6 ①鹿嶋市政について県との連携について②廃校活用の進捗について③観光 施策とフィルムコミッションの現場視察	交通費及び 視察・研修 費	ガソリン代等	1/1	—	5,520	1,512	R2.6.16 返還
56	八島功男	H30.5.16 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
57	八島功男	H30.5.23 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	100	100	R2.6.16 返還
58	八島功男	H30.5.30 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
59	八島功男	H30.6.6 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
60	八島功男	H30.6.13 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
61	八島功男	H30.6.27 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
62	八島功男	H30.7.4 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
63	八島功男	H30.7.18 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
64	八島功男	H30.8.1 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
65	八島功男	H30.8.8 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
66	八島功男	H30.8.15 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
67	八島功男	H30.8.22 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	100	100	R2.6.16 返還
68	八島功男	H30.8.29 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
69	八島功男	H30.9.12 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
70	八島功男	H30.9.19 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	100	100	R2.6.16 返還
71	八島功男	H30.9.26 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
72	八島功男	H30.10.3 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
73	八島功男	H30.10.9 県企業局との意見交換会 企業局長他 課長 決算特別委員会の質疑に関して補足説明聴 取	交通費及び 視察・研修 費	電車料金	1/1	—	4,450	4,450	R2.6.16 返還

	議員名	活動内容	経費	費用名	当初 按分率	修正後 按分率	充当額	返還額	備考
74	八島功男	H30.10.10 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
75	八島功男	H30.10.17 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
76	八島功男	H30.10.24 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
77	八島功男	H30.10.31 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
78	八島功男	H30.11.7 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
79	八島功男	H30.11.14 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
80	八島功男	H30.11.21 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
81	八島功男	H30.11.28 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	100	100	R2.6.16 返還
82	八島功男	H30.12.12 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
83	八島功男	30.12.15 義肢など福祉機器の活用と今後の製 品開発に関する聴き取り	交通費及び 視察・研修 費	ガソリン代等	1/1	1/2	2,688	1,344	R2.6.16 返還
				高速料金	1/1	1/2	1,870	935	
84	八島功男	H30.12.19 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	100	100	R2.6.16 返還
85	八島功男	H30.12.26 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
86	八島功男	H31.1.4 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
87	八島功男	H31.1.9 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
88	八島功男	H31.1.30 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2.6.16 返還
89	八島功男	H31.2.6 会派主催SDGs勉強会(衆議院議員会館) 外務省,内閣府の担当者から自治体SDGsの推進に ついて聞き取り	交通費及び 視察・研修 費	電車料金	1/1	1/2	4,780	2,390	R2.6.16 返還
				駐車料金	1/1	1/2	1,300	650	
90	八島功男	H31.2.10 土浦市移住フェア(東京有楽町)の開 催状況視察	交通費及び 視察・研修 費	電車料金	1/1	—	4,640	3,320	R2.6.16 返還
				駐車料金	1/1	1/2	500	250	

	議員名	活動内容	経費	費用名	当初 按分率	修正後 按分率	充当額	返還額	備考
91	八島功男	H31. 2. 13 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2. 6. 16 返還
92	八島功男	H31. 2. 14 スーパーマーケット・トレード ショー2019を視察	交通費及び 視察・研修 費	電車料金	1/1	—	5,300	1,000	R2. 6. 16 返還
				駐車料金	1/1	—	500	0	
93	八島功男	H31. 2. 20 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2. 6. 16 返還
94	八島功男	H31. 2. 27 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2. 6. 16 返還
95	八島功男	H31. 3. 6 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2. 6. 16 返還
96	八島功男	H31. 2. 10 (H31. 3. 11支払) 土浦市移住フェア を視察	交通費及び 視察・研修 費	電車料金	1/1	—	2,000	2,000	R2. 6. 16 返還
97	八島功男	H31. 3. 13 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2. 6. 16 返還
98	八島功男	H31. 3. 20 定例県政報告会土浦駅西口	交通費及び 視察・研修 費	駐車料金	1/1	—	200	200	R2. 6. 16 返還
交通費及び視察・研修費 計							91,800	48,626	
○公明党（広報紙（誌）発行費）									
1	公明党	H30. 12. 5 広報紙配送業務補助	広報紙(誌) 発行費	広報紙配送 業務補助費	3/4	—	12,375	12,375	R2. 6. 16 返還
広報紙(誌)発行費 計							12,375	12,375	
公明党 計							104,175	61,001	
総計							104,175	61,001	

第6 判断

監査対象機関からの説明聴取及び関係書類等の調査並びに会派への関係人調査の結果を確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

1 判断に当たっての基本的考え方

監査委員は、次のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として指摘された事項について判断する。

なお、以下において引用する裁判例は、ほとんどが政務調査費に関するものであるが、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという法第100条第14項の趣旨からすれば、基本的な考え方は、政務活動費も同様であると解され、政務調査費に関する判例の趣旨は政務活動費にもあてはめることができるものとする。

(1) 議会の責任及び自主性の尊重

法第100条第14項及び第15項、さらに法の定めを受けて制定された条例第10条及び第11条の規定において収支報告書等の提出を求める権限やそれらを調査する権限は議長が有することとされていることから、政務活動費制度は、議会の自主性、自律性を尊重する制度であると解され、政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には、議会の責任において判断すべきものである。

平成21年12月17日最高裁判決においても、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派（中略）との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある。」とされ、「政務調査費条例（注：東京都品川区）は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示している。

さらに、平成28年2月10日福井地裁判決においても、政務活動費について「議員等による政務活動費の使用の適正性の確保については、第一次的には議員及び議会がその自律的判断について政治的責任を負うにとどまり、その自律的判断に裁量の逸脱又は濫用があると認められない限り、違法の問題は生じないというべきであ

る。」と判示している。

以上のことから、自主性、自律性の尊重により政務活動の自由は保護されるべきである。

なお、政務活動費制度の運用に当たっては、条例第 10 条では、収支報告書等の提出に際し、併せて領収書等の提出をしなければならないとされているところであり、法第 100 条第 16 項及び条例第 11 条の規定に基づく政務活動費の使途の透明性の確保についても留意する必要がある。

(2) 会派の裁量

多岐にわたる個々の議員の調査研究等の活動を会派の政務活動として認めるか否か、調査研究活動の範囲や政務活動費の対象経費の範囲に該当するかどうかの判断に当たっては、会派に裁量の権限が付与されており、会派自らの責任において、その適合性について判断されるものとする。

平成 21 年 7 月 7 日最高裁判決においても、政務調査費について「「会派が行う」調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。」と判示している。加えて、平成 19 年 2 月 9 日札幌高裁判決でも、政務調査費について「会派の活動は、様々な政治課題や市民生活に係わり、会派の構成員が、議会の議員であり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の函館市政との関連性、その目的、日程、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判示している。

さらに、平成 24 年の法改正により、政務調査費から政務活動費に改正され、その交付目的が「議員の調査研究に資するため必要な経費」の支出から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の支出と改められていることから、政務活動費の対象経費の範囲は、政務調査費に比し、会派のより広範な裁量のもとに判断されるべきものと解される。本県条例においても、第 2 条において政務活動費を充てることができる経費の範囲を「調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費」と定めており、活動範囲を広く捉えている。

(3) 支出の制限

一方、政務活動費の財源が公金である以上、政務活動費の充当に係る会派の判断が、無制約に許容されるわけではなく、政務活動費の範囲に該当する支出であった

かどうかの事後的な検証を行うに当たり、当該支出について議会事務局又は各会派から合理的説明が得られず、政務活動との関連性又は支出の合理性を明らかに欠くと認められる場合には、妥当性を欠くものとする。

平成 25 年 1 月 25 日最高裁判決では、政務調査費について「使途基準が調査研究費の内容として定める「(中略)経費」とは、(中略)議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべきである。」と判示している。

(4) 対象経費の判断

本県の条例においては、政務活動費を充てることができる経費の範囲として、会派又は議員が実施する調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費とされており、また、交付対象は議会の会派とされているが、各会派においては会派から所属議員に対し包括的な委託を行い、会派の政務活動を所属する議員に委ねている。

したがって、個々の議員の調査研究活動によるものも含め、本件請求に係る各会派の支出内容が政務活動費の対象経費の範囲に該当するかどうかの判断に当たっては、会派の自主性、自律性を尊重した上で、政務活動費の対象経費の範囲に該当するか否かを確認することとした。

(5) 具体的な判断の基準

平成 21 年 9 月 29 日東京高裁判決（平成 20 年 11 月 28 日東京地裁判決を引用）では、政務調査費について「本件各支出が区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外の経費に係る支出であるか否かは、本件各支出が本件使途基準及び本件申合せ事項に反するか否かを基準に判断するのが相当である。」と判示している。

こうしたことから、政務活動費の対象経費の範囲に該当するか否かの確認に当たっては、証拠書類並びに議会事務局及び各会派の説明を政務活動費の適正な執行を図るための指針として議会が自主的に策定した手引に照らし合わせることにより行うこととし、明らかに手引に反しているもの又は政務活動との関連性若しくは支出の合理性を欠いていると認められるものを違法・不当とすることとした。

手引を、基本的な基準とする理由として、その作成において、会派で構成する政務活動費検討会による検討を経て全会派共通の申合せ事項としてまとめたものであり、条例及び規程と一体となって一定の規範性を有するものとするものとする。

2 判断の理由

請求人が違法又は不当と主張する各会派の経費に対して、議会事務局保管の収支報告書等及び同局の説明並びに関係人調査（法第 199 条第 8 項に基づき、関係する会派に対し証拠資料等の提示を求めたもの。以下同じ。）により各会派から提示された関係書類及び各会派の説明（議会事務局を通じた説明を含む。）に基づき、その内容を調査したところ、いずれも違法、不当な支出でないことを確認した。

以下、請求人が政務活動費の違法又は不当な支出としている経費毎に判断の理由を述べることとする。

(1) 交通費及び視察・研修費

ア 井手義弘議員

(ア) 平成 30 年 4 月 1 日

請求人は、土浦りんりんプラザレンタサイクル視察後に行なわれたつくば市での県政懇談会について、懇談時間が 30 分程度と推計し、懇談会を行える時間ではないので信用できないとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成 30 年 4 月 3 日

請求人は、土浦事務所での県政懇談会について、土浦事務所へ行く場合、通常は桜土浦 IC 経由であり、往路が土浦北 IC、帰路は千代田石岡 IC 経由で全体的に整合性がなく信用できないとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、高速料金及び渋滞状況を勘案し往路が土浦北 IC、帰路は千代田石岡 IC を利用したとのことであった。経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、特に不自然とする点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ウ) 平成 30 年 4 月 5 日

請求人は、富岡町夜の森地区の復興状況視察について、常磐富岡 IC を降り、乗るまでの時間がわずか 1 時間 27 分で、桜通りから 1.4 km の所に創価学会双葉会館があり、6 年連続の富岡町の視察は、観光あるいは私的活動であるとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、夜の森地区の復興状況の視察は、原発事故の影響を継続的に視察するもので、専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(エ) 平成 30 年 4 月 10 日

請求人は、つくば地区での現地調査について、滞在時間 6 時間超は相当長時間で、つくば市の西の端に近い島名小学校なら、往路は 86 km、帰路が 87.4 km であり、総走行距離 221 km は 47.6 km 超過しており、全体が信用できないとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該現地調査は、町づくりの拠点及び福祉の拠点整備に関してつくば市役所を訪問したのち、つくば市北条及び同市高崎で行われ、専ら政務活動としての活動であった。また、経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、特に不自然とする点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(オ) 平成 30 年 4 月 14 日

請求人は、街頭での県政報告について、政党活動であり、公明党宣伝カーにガソリン代はおかしいとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動として行われ、自家用車でハンドマイクを使って行ったものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(カ) 平成 30 年 4 月 15 日

請求人は、宮城県・福島県での県外調査の手土産について、土産は視察者の好意で渡すのであり本人負担との理由により、土産代全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、宮城県・福島県での県外調査は専ら政務活動としての活動であった。なお、県外調査が専ら政務活動としての活動であれば、県外調査先への土産代は認められている(手引 13 頁)。したがって、請求人の主張は理由がない。

(キ) 平成 30 年 4 月 17～18 日

請求人は、宮城県・福島県での県外調査について、①宮城県・福島県での県外調査の 2 日間の申請距離は 532 km で、仙台市内を 73.5 km 走行したことになるが、申請から逆算した走行距離は 42.1 km と推計され、申請以外に 31.4 km 走行したことになり、一体どこを走ったのか疑問である、②ブログでは折立地区の動画しかアップされておらず、3.11 メモリアル交流館での駐車料金が発生し

ていないのもおかしい,③折立地区から1.8kmの距離の仙台宮城ICではなく,18.9km離れた山田IC経由は理解できない,④山田ICからいわき中央ICを經ていわき駅北口駐車場から,17時55分発高速バスで郡山駅へ向かったと考えられるが,いわき市に戻りわざわざバスで郡山は理解できない,⑤「藻谷浩介と行く福島第一原発」参加の領収書は,参加者名の記載がないため,領収書の写しではなく,領収書用紙のコピーと考えられ,また,ブログには,東電関係者と思われる講演の写真が1枚,他は熊本地震関係を記しており,参加そのものが疑われる,⑥郡山駅から藻谷浩介氏のバスツアーに参加し,郡山駅からいわき駅北口に移動しており,なんとも不可思議なルートで理解できないとの理由により,ガソリン代等,高速料金,バス代,参加費,駐車料及び宿泊費の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ,当該経費に係る活動はいずれも専ら政務活動としての活動であった。また,会派が提出した政務活動実施成果報告書においても,政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかった。経路については,著しく合理性を欠く等の場合を除いて,交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり,山田IC利用に特に不自然とする点はなかった。さらに,藻谷氏のバスツアーが,郡山駅出発いわき駅解散のために,いわき駅に自家用車を置き郡山に向かったものであり,宿泊を伴う視察の行程についても不自然な点はなかった。したがって,請求人の主張は理由がない。

(ク) 平成30年4月20日

請求人は,ひたちなか市での中小企業の事業承継についての住民相談,水戸市内でのベンチャー起業支援の意見交換は,私的な活動であり,場所も特定できないとの理由により,ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ,ひたちなか市相金町で住民相談,水戸市鯉渕町で意見交換を実施しており,当該経費に係る活動は,専ら政務活動としての活動であった。したがって,請求人の主張は理由がない。

(ケ) 平成30年4月22日

請求人は,小木津山自然公園の池の清掃作業の参加について,清掃はボランティアで政務活動ではないとの理由により,ガソリン代等の半額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については,会派から錯誤による返還の申出があり,既に半額が県に返還されているため,請求人の主張は,その根拠を失っている。

(コ) 平成 30 年 4 月 24 日, 6 月 13, 19, 22, 26 日, 7 月 9, 10, 17, 18, 19, 24, 25 日, 8 月 21, 22, 23 日, 9 月 4, 12, 18, 19, 25 日, 10 月 2, 3, 4, 9, 10, 16, 17, 18, 30 日, 11 月 14, 21, 27 日

請求人は、これらの朝の県議会報告について、県議選を控えた対応で政党活動との理由により、駐車料の全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から錯誤による返還の申出があり、既に全額が県に返還されているため、請求人の主張は、その根拠を失っている。

(サ) 平成 30 年 4 月 24 日

請求人は、JR 大甕駅での県議会報告、日立市内での意見交換会及びつくば市内での意見交換や懇談会について、県本部長としての任務は、11 月告示の県議選勝利が重要な任務で、3 月 28 日から 4 月 24 日までで高速利用は 41 回であり、それらの全てを政務活動としての申請は信じがたく、政党活動とみなすのが妥当であるとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(シ) 平成 30 年 4 月 29 日

請求人は、笠間市陶炎祭の視察について、この時期は毎年必ず訪問するが、県政に関係なく観光とみなすべきで、申請距離も合わないとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、会派から錯誤による返還の申出があり、ガソリン代等について、正しい額との差額 840 円は既に返還されている。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ス) 平成 30 年 5 月 1 日

請求人は、明秀学園日立高等学校での意見交換会、高萩市役所での意見交換及び映画「ある町の高い煙突」のロケ地などの訪問について、総走行距離から逆算して、高萩市役所からロケ地までの往復距離 120.8 km はありえない、映画「ある町の高い煙突」のロケ地訪問について、政務活動に該当しない、全体が信用できないとの理由により、ガソリン代等の半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、会派から錯誤による返還の申出があり、正しい額との差額 2,112 円は既に返還されている。したがって、請

求人者の主張は理由がない。

(セ) 平成 30 年 5 月 4 日

請求人は、土浦駅西口における八島議員との合同の街頭宣伝、及び田村議員も参加したと推測できるつくば市内における県議会報告について、政党活動とみなすのが妥当であるとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ソ) 平成 30 年 5 月 6 日

請求人は、つくば牡丹園の訪問について、牡丹園へは谷田部 IC で降りるのが普通で、開園時間は 9 時からで開園前の約 100 分余り何をしたのか疑問であり、そもそも牡丹園訪問は観光である、映画「ある町の高い煙突」のクランクインの立会いについて、高萩 IC 経由はありえない、場所が十王町友部地域なら、走行距離は 230 km 未満であり、推計で 71 km 超過しており、井手議員はこの映画に固執しすぎるし、政務活動ではないとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。つくば牡丹園は、園長の配慮により開演前の 7 時 30 分より視察をしたとのことであり、経路については当日のロケ地が高萩市内のため、高萩 IC を利用したとのことであった。また、その他の経路についても、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、特に不自然とする点はなかった。さらに、映画「ある町の高い煙突」のロケ現場の視察を何回していようとも、議員の判断によるものであり、政務活動費への充当を否定する理由にはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(タ) 平成 30 年 5 月 7 日

請求人は、映画「ある町の高い煙突」のロケ現場の視察について、県議会議員が何度も映画の撮影に深く立ち入ることは政務活動に該当せず、私的活動とみなすのが妥当であるとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、映画「ある町の高い煙突」のロケ現場の視察を何回していようとも、議員の判断によるものであり、政務活動費への充当を否定する理由にはならない。したがって、請求人の主張は理由

がない。

(チ) 平成 30 年 5 月 9 日

請求人は、大子町長との意見交換及び映画「ある町の高い煙突」のロケ現場調査について、推計で総走行距離は 124.6 km で、申請距離 205 km は信じられない、度重なるロケ現場調査は県議の仕事ではなく私的活動であるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、特に不自然とする点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ツ) 平成 30 年 5 月 10 日

請求人は、笠間市内での中小企業経営者との意見交換及び県議会での動物愛護の新たな取り組みに係る聴き取りについて、両方で推計 62 分以下しかないので、まともな話などできるはずがない、映画「ある町の高い煙突」のロケ現場調査や中小企業の経営者との意見交換は、私的活動であるとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、意見交換や県議会での聴き取りについて、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、ロケ現場調査についても、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(テ) 平成 30 年 5 月 14 日

請求人は、福島第一原発現地調査について、ガイド代の領収書が個人のためガイド内容も不明であるが、第一原発現地ガイド代に 20,000 円は理解できない、井手議員は 4 月 18 日にも視察したとしているが、現地までの交通手段は何か、ブログでは具体的内容には一切言及していない、八島議員と同行と思われるが、全体を信用できない、また、第一原発の視察は、地元住民、大使館員、学校の生徒等、集団見学以外個人の申込みを受け付けておらず、視察は原則バスからの見学で個人のガイドによる案内はありえないとの理由により、視察研修費の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、福島第一原発まではレンタカーで移動し、視察は県議会公明党以外の参加者と一緒にバスで実施し、ガイドは、その後に楡葉町、富岡町及び浪江町など周辺地域の状況の視察に同行したものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ト) 平成 30 年 5 月 15 日

請求人は、映画「ある町の高い煙突」の栃木ロケの視察・茨城県と栃木県のフィルムコミッションの交流に係る意見交換、その後の栃木市の伝統的景観・建物を活用した町おこし調査について、総走行距離は 255.8 km であり、申請距離 290 km とは乖離がある、映画「ある町の高い煙突」のロケの視察は 6 回目で、高速料金を使い栃木まで行く必要はなく、自費で行くべきであり、東北道で行先の栃木市と反対方向の鹿沼 IC 経由はありえない、いずれにしても私的活動との理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、映画「ある町の高い煙突」のロケ現場の視察を何回していようとも、議員の判断によるものであり、政務活動費への充当を否定する理由にはならない。さらに、鹿沼 IC 利用の理由については、東北道の事故渋滞のため、鹿沼 IC 方面に迂回せざるを得なかったとのことで、経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、特に不自然とする点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ナ) 平成 30 年 5 月 16 日

請求人は、県議会でのヒアリングについて、水戸まで高速を使わず、虚偽とみなされる、つくば市内での県政懇談会について、県議会から土浦北 IC へ行くのに水戸南 IC 経由はありえない、また、つくば市内での県政懇談会について、夕方から夜にかけて行く必要があったのか疑問で、土浦北 IC からつくば市内の往復の走行距離は 93.6 km であるが、この距離だと土浦北 IC から古河市まで移動できる距離で、経路に整合性がなく、いずれにしても私的活動及び政党活動との理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、県議会からつくば市内へ向かう前に、中小企業経営者との意見交換会を実施したために水戸南 IC を利用したとのことであった。経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。さらに、高速道路を利用するか否か、利用した場合に政務活動費の充当を行うか否かは、会派の委任を受けた議員の判断であり、当該経費の充当がないことは政務活動であることを否定する理由にはならない。したがって、

請求人の主張は理由がない。

(ニ) 平成 30 年 5 月 17 日

請求人は、中小企業経営者との意見交換、県議会でのヒアリング及びつくば市内での県政懇談会について、その経路は、行きのみ高速利用で、総走行距離が 73.7 km で申請距離と合わない、県議会で県北芸術祭の次期開催などの各課からのヒアリングについて、県北芸術祭は 3 月議会で知事が中止を表明しており、各課に問合せは無駄である、高崎議員と今後の政務調査活動に係る意見交換について、高崎議員だけとの意見交換は理解できず、7 月末から 11 月上旬までに駆け込みと考えられる宿泊付きの県外視察を 4 回実施しているが、高崎議員と話し合った結果なのか大いに疑問であり、全体が信用できないとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。また、高速道路を利用するか否か、利用した場合に政務活動費の充当を行うか否かは、会派の委任を受けた議員の判断であり、当該経費の充当がないことは政務活動であることを否定する理由にはならない。さらに、高崎議員だけとの意見交換は理解できない、7 月末から 11 月上旬までに宿泊付きの県外視察を 4 回実施しているが、高崎議員と話し合った結果なのか大いに疑問であるという主張は、単に請求人個人の思い込みによる見解を述べたに留まるものであり、失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ヌ) 平成 30 年 5 月 21 日

請求人は、国道 6 号線大みか 6 丁目交差点に係る改良工事の調査、大子町での映画撮影現場に係る調査及び県議会での動物愛護に関する資料の受取について、ロケ地視察は 7 回目で私的活動であり、県議会での動物愛護に関する資料受取は、日中、大子まで足を延ばし、18 時 30 分頃まで県議会での資料受取はおかしいとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、県議会で、動物愛護に関する資料を 17 時 45 分頃に受け取っていた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ネ) 平成 30 年 5 月 24 日

請求人は、映画「ある町の高い煙突」に係る大子ロケの現場視察、県観光物

産課・フィルムコミッション担当者との意見交換，県議会での意見交換及び水戸市内での建築関係者の専門家との意見交換について，総走行距離の推計は143.9 kmで申請距離209 kmと65.2 kmの乖離があり経路に整合性がない，「ある町の高い煙突」の映画においての8回目の追跡視察が引き続き行われており私的活動であるとの理由により，ガソリン代等3,144円を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ，当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また，ロケ現場は旧大子町立上岡小学校等であり，経路については，著しく合理性を欠く等の場合を除いて，交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり，議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ，特に不自然とする点はなかった。さらに，映画「ある町の高い煙突」のロケ現場の視察を何回していようとも，議員の判断によるものであり，政務活動費への充当を否定する理由にはならない。したがって，請求人の主張は理由がない。

(ノ) 平成30年5月28日

請求人は，常陸大宮市長との意見交換，高萩工事事務所からの箇所付け説明及び県議会での公明党政調会の開催について，総走行距離は190.7 kmで申請距離225 kmと乖離があり申請は信用できず，高萩工事事務所から一般道で那珂IC経由も考えられない，映画「ある町の高い煙突」のロケ地での，常陸大宮市長との意見交換は，9回目の追跡視察が引き続き行われており私的活動である，県議会での公明党政調会は，他の議員から政務活動費の申請はないので虚偽とみなせるとの理由により，ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ，当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また，経路については，著しく合理性を欠く等の場合を除いて，交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり，議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ，特に不自然とする点はなかった。さらに，政務活動に係る経費であっても，政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり，他の議員が政務活動費への充当を行っていないとしても，政務活動であることを否定する理由とはならない。したがって，請求人の主張は理由がない。

(ハ) 平成30年5月31日

請求人は，県議会での6月議会対応，水戸市内での住民との懇談会について，那珂ICを経由した申請がされているが，その場合，総走行距離は66.3 kmとなり，申請距離の82 kmは水戸IC経由の距離で，県議会へ行く場合通常は水戸IC

経由であり、県議選を控える高崎議員を除いた水戸市内での要望聴取は考えられないとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、会派から錯誤による返還の申出があり、ガソリン代等について、正しい額との差額の360円は既に返還されている。さらに、県議選を控える高崎議員を除いた水戸市内での要望聴取は考えられないという主張は、単に請求人個人の思い込みによる見解を述べたに留まるものであり、失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ヒ) 平成30年6月3日

請求人は、高萩市内での医療法人・社会福祉法人との意見交換会、要望聴取について、日曜日に法人との意見交換は考えられず、また、高萩ICを降りて61分で2か所の移動と意見交換や要望聴取は時間的に無理があり、ひたちなか市内・日立市内での県政懇談会について、県議選対応の政党活動とみられ全体が信用できないとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(フ) 平成30年6月4日

請求人は、県議会公明党政調会について、一般道なら往復64kmで申請距離に乖離があり、他の議員からは政調会に関する政務活動費の申請がなく、政調会は虚偽であるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、会派から錯誤による返還の申出があり、正しい額との差額の528円は既に返還されている。さらに、政務活動に係る経費であっても、政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ヘ) 平成30年6月9日

請求人は、日立市内での県議会報告・県政懇談会について、県議選の年のこの時期の県議会報告や県政懇談会は県議選対応とみるべきである、水戸市内で

の住民相談について、県議選に立候補する地元の高崎議員を除いた住民相談は考えられない、また、一般道なら水戸市内往復で約 60 km であり、日立市内で 36 km の走行となりありえないとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。さらに、県議選に立候補する地元の高崎議員を除いた住民相談は考えられないという主張は、単に請求人個人の思い込みによる見解を述べたに留まるものであり、失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ホ) 平成 30 年 6 月 20 日

請求人は、政策要望について、駅前で 2 時間を超える駐車であるから電車で要望をしに行ったのであろうが、相手先と課題が不明確であり、政務活動としてとらえるには無理があるとの理由により、駐車料の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、電車で移動し、国土交通省で石井国土交通大臣に政策要望を行い、また、茨城県選出の国会議員と意見交換を行っており、専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(マ) 平成 30 年 6 月 25 日

請求人は、水戸市内での高崎議員参加の県民との意見交換について、日立中央 IC 経由の水戸行きは理解できない、高崎議員は、意見交換を政党活動と認識したためか、交通費を請求していない、また、日立市で実施した県政懇談会について、県議選対応とみるべきであるとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、水戸市内での意見交換の前に、業者と県政ミニ通信の作成に関する打合せを行ったために日立中央 IC を利用したとのことであった。経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。さらに、政務活動に係る経費であっても、政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり、他の議員が政務活動費への充当

を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ミ) 平成 30 年 6 月 27 日

請求人は、笠間市 2 か所で実施した高崎議員参加の県政懇談会について、県庁から笠間へ行くのに水戸南 IC 経由はありえず、県政懇談会は党内会議の認識を持っていたためか、高崎議員は政務活動費を申請していないとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、高崎議員が同行し、水戸南 IC 付近で合流したため、水戸南 IC を利用したとのことであった。経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。さらに、政務活動に係る経費であっても、政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ム) 平成 30 年 7 月 1 日

請求人は、水戸市内での県政懇談会について、日立中央 IC 経由の水戸行きは疑問で、県議選の年のこの時期の県政懇談会等は県議選対応とみなすべきである、また、水戸市内での県政要望の聴き取りについて、県議選予定候補の高崎議員を除いた県政要望の聴き取りは不自然であるとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、会派から活動記録に記載漏れがあり、日立市助川町で住民要望を聴取した後に水戸へ向かったために日立中央 IC を利用したとのことであった。経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。さらに、県議選予定候補の高崎議員を除いた県政要望の聴き取りは不自然であるという主張は、単に請求人個人の思い込みによる見解を述べたに留まるものであり、失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

(メ) 平成 30 年 7 月 2 日

請求人は、水戸市内での県政懇談会について、地元高崎議員を除いた県政懇談会は考えられず、県本部長の最大の眼目は県議選勝利であるとの理由により、

ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、地元高崎議員を除いた水戸市内での県政懇談会は考えられない、県本部長の最大の眼目は県議選勝利であるとの主張は、単に請求人個人の思い込みによる見解を述べたに留まるものであり、失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

(モ) 平成 30 年 7 月 5 日

請求人は、県議会で公明党政調会としての 9 月議会の代表質問・一般質問に係る協議について、協議は 2 回目で、他の議員は政務活動費の申請がないので虚偽とみなす、県議選の公認候補の発表に関する記者会見について、政党活動である、また、日立市内での県政報告会については、県議選対応とみなすのが妥当であるとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該活動は、概ね政務活動として行ったものであったが、一部について政党活動を含むため、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 として手引の規定に基づき按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ヤ) 平成 30 年 7 月 9 日

請求人は、県議会での会派打合せについて、行きのみ高速利用で、代表質問・一般質問に係る協議は、6 月 29 日・7 月 6 日を含め 4 回目で信用できず、他の議員は政務活動費の申請がないから虚偽であるとみなすとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。さらに、政務活動に係る経費であっても、政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ユ) 平成 30 年 7 月 17 日

請求人は、水戸市内での 9 月議会代表質問に関する意見交換について、意見交換は 5 回目であり、水戸市内へ行くのに、何故日立中央 IC で乗り、日立南太田 IC で降りたのか余りにも不自然であり、申請距離に対して、推計される

経路の距離も 14.2 km 不足しているとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、会派から活動記録に記載漏れがあり、日立市城南町及び幸町で住民要望を聴取した後に水戸へ向かったために日立中央 IC を利用し、日立南太田 IC で降りたとのことであった。経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ヨ) 平成 30 年 7 月 18 日

請求人は、日立市内の 7 箇所の事業所での県政報告について、県議選の年のこの時期、県議選を控えた対応で政党活動とみなすとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ラ) 平成 30 年 7 月 19 日

請求人は、日立駅前での朝の県議会報告について、県議選を控えた対応で政党活動であり、議会での 9 月議会代表質問のヒアリングについて、6 回目であり、全体を信用できないとの理由によりガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(リ) 平成 30 年 7 月 20 日

請求人は、県議会での 9 月議会代表質問のヒアリング及び日立市役所での聴き取りについて、総走行距離は 81.4 km で、申請距離 94 km と矛盾し、高速非利用も理解できない、県議会での 9 月議会代表質問のヒアリングは、7 回目であり、日立市役所から小中学校のエアコン設置状況に係る聴き取りは、地元の市議の任務であり、全体を信用できないとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、会派から錯誤による返還の申出があり、正しい額との差額 240 円は既に返還されている。したがって、請求

人の主張は理由がない。

(ル) 平成 30 年 7 月 23 日

請求人は、日立市小木津町での県政懇談会、県議会での 9 月定例議会代表質問のヒアリング及び日立市大みか町での県政懇談会について、総走行距離の推計は 104.94 km で、申請距離 90 km は矛盾し、申請理由に虚偽がある、市内小木津町及び大みか町での県政懇談会は、県議選対策で政党活動である、県議会での 9 月定例議会代表質問ヒアリングは、8 回目で信用できないとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、申請距離に誤りがあり、実際の距離より短い距離で申請したとのことであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(レ) 平成 30 年 7 月 24 日

請求人は、県議会での 9 月定例議会代表質問の勉強会について、9 回目で、他の議員は政務活動費の申請がないので全体を信用できないとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、政務活動に係る経費であっても、政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ロ) 平成 30 年 7 月 26 日

請求人は、日立市長に対する小中学校、幼稚園へのエアコン設置要望について、エアコン問題は地元市議の任務であるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率 1 分の 1 の記載は、2 分の 1 であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は概ね政務活動として行ったものであったが、一部について政党活動を含むため、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 としていた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ワ) 平成 30 年 7 月 27 日

請求人は、つくば市内での県政懇談会について、ブログではつくば市内の活動の記録がない、県議会での代表質問に係るヒアリングについて、ヒアリング

は10回目であり、つくば市から県庁に向かうのに、茨城町西ICではなく茨城町東ICで降りている、また、県庁での大井川知事に酷暑対策の要望提出について、他議員には要望提出の記録はなく、ブログで、高崎・八島・田村議員らと知事への要望写真が掲載されているが、八島議員は長野県視察であり、矛盾だらけで全く信用できないとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は概ね政務活動として行ったものであったが、一部について政党活動を含むため、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1として手引の規定に基づき按分していた。また、経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。さらに、政務活動に係る経費であっても、政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり、他の議員が政務活動費への充当を行っていないとしても、政務活動であることを否定する理由とはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(フ) 平成30年7月30～31日

請求人は、越後妻有「大地の芸術祭」の視察について、観光そのもので茨城県政に全く関係がない、7月5日の記者会見で県議会議員引退を表明したので駆け込み視察ととれ、視察を県政に直接反映することができない、県議会議員引退が決定し、県北芸術祭の次回開催が不透明の中、参考のためという理由は通用しないとの理由により、ガソリン代等、高速料金、宿泊費及び入場料の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかったほか、宿泊を伴う視察の行程についても不自然な点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ン) 平成30年7月30日、8月5日、11月3日

請求人は、大地の芸術祭実行委員会の視察、三好市地方創生の視察及び北海道胆振東部地震被災地の現地調査の手土産について、土産は個人負担が原則との理由により、土産代の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、いずれの視察や現地調査も、専ら政務活動としての活動であった。なお、視察が専ら政務活動としての活動であれば、視察先への土産代は認められている(手引13頁)。したが

って、請求人の主張は理由がない。

(アー２) 平成 30 年 8 月 6～8 日

請求人は、徳島県三好市地方創生等の県外調査について、①新潟県の視察からわずか6日後の四国視察は、県議引退が間近に迫ったことに対する駆け込み視察とみなすのが妥当である、②三好市の観光拠点の調査において、なぜ一つ手前の吉野川スマート IC で降りたのか大いなる疑問であり、ブログの写真で紹介しているのは観光名所のみで、聞き取り調査や意見交換の内容に一切触れておらず、全体を観光とみるのが妥当である、③徳島県三好市から岡山県倉敷市への移動ルートは、高速のルートが不明である、④岡山県倉敷市真備町の被災状況の視察は、ブログ、報告書に記載及び写真が存在しない、⑤熊野神社から最寄りの玉島 IC を利用しないで岡山総社 IC 経由は理解できない、⑥神戸空港発 19 時 20 分に対し、レンタカー代の支払が 15 時 6 分で、出発まで 4 時間 14 分あったとの理由により、視察研修費、ガソリン代等、高速料金、宿泊費、駐車料及びレンタカーガソリン代の半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、吉野川スマート IC を利用したのは、現地の状況を事前に調査するためで、徳島県三好市から岡山県倉敷市へは本四高速を利用しており、神戸空港へ向かうために岡山総社 IC を利用していた。経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、経路及び宿泊を伴う視察の行程について不自然な点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イー２) 平成 30 年 8 月 9 日

請求人は、県議会代表質問の事前資料整理について、代表質問関連は 11 回目であり、往復とも高速利用がなく信用できないとの理由により、ガソリン代等の半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、会派から錯誤による返還の申出があり、正しい額との差額 432 円は既に返還されている。さらに、高速道路を利用するか否か、利用した場合に政務活動費の充当を行うか否かは、会派の委任を受けた議員の判断であり、当該経費の充当がないことは政務活動であることを否定する理由にはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ウー２) 平成 30 年 8 月 10 日

請求人は、県北芸術祭の今後の展開に関する県北振興局との意見交換について、知事は、3月議会で県北芸術祭の延期または中止を表明したのに、意見交

換はないだろう、夏休み中の部活動の熱中症予防策に関する県教育庁との意見交換について、7月27日に知事に酷暑対策の要望書を提出済みであり、8月10日に熱中症予防策はないだろう、帰路が一般道なら走行距離は72kmであり申請距離と異なり、全体が信用できないとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、会派から錯誤による返還の申出があり、ガソリン代等について、正しい額との差額216円は既に返還されている。したがって、請求人の主張は理由がない。

(エー2) 平成30年8月11日

請求人は、日立市十王町での県議会報告について、この時期の県議会報告は、県本部長としての立場を踏まえれば、県議選対策とみなすべきであるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(オー2) 平成30年8月12日

請求人は、城里町での県政懇談会について、水戸選挙区の県議選対応とみるべきであり、党内会議であるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(カー2) 平成30年8月13日

請求人は、県議会代表質問の事前勉強会について、代表質問関連は12回目であり信用できない、一般道なら往復64kmであり申請距離と異なるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、会派から錯誤による返還の申出があり、正しい額との差額432円は既に返還されている。したがって、請求人の主張は理由がない。

(キー2) 平成30年8月15日

請求人は、県議会での9月議会代表質問のヒアリングについて、9月議会代表質問関連は13回目であり全く信用できない、一般道なら往復64kmであり申請距離と異なるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張

する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、会派から錯誤による返還の申出があり、正しい額との差額 432 円は既に返還されている。したがって、請求人の主張は理由がない。

(クー 2) 平成 30 年 8 月 16 日

請求人は、日立市内での医療機関・福祉法人の代表、御岩神社宮司との意見交換、高萩市内での医療法人理事長との意見交換及び日立市久慈町での県政報告について、推計の総移動距離の 92.5 km に対して申請距離 160 km は、距離が多すぎどう考えても整合性がなく、すべて虚偽で、私的活動あるいは政党活動とみなすのが妥当であるとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ケー 2) 平成 30 年 8 月 17 日

請求人は、県議会公明党政務調査会打合せについて、9 月議会代表質問関連は 14 回目であり、他の議員は政務活動費の申請がないので虚偽である、義援金の寄託のための日赤茨城支部の訪問について、義援金寄託は政務活動に該当しない、また、経路について帰路が一般道なら走行距離は 72 km であり申請距離と異なるとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率 1 分の 1 の記載は、2 分の 1 であった旨、また、錯誤による返還の申出があり、正しい額との差額 1,662 円は既に返還されている。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は概ね政務活動として行ったものであったが、一部について政党活動を含むため、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 としていた。また、政務活動に係る経費であっても、政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(コー2) 平成30年8月18日

請求人は、水戸市内での住民相談について、住民相談は個人的問題である、石岡市内での県議会報告について、石岡市内において、石岡市・小美玉市合同の「平木大作参議院議員の国政報告会」が開催され、県本部から井手代表が出席して挨拶しており、政党活動である、また、つくば市内での子育て支援の充実に関する県政懇談会について、4月1日に続く2回目であり、政党活動であるとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率1分の1の記載は、2分の1であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は概ね政務活動として行ったものであったが、一部について政党活動を含むため、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1としていた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(サー2) 平成30年8月19日

請求人は、水戸事務所での県議会政務調査会について、他議員の政務活動費の申請がないので虚偽である、水戸事務所へ行くのに那珂IC経由はすこぶる不自然である、9月議会代表質問関連は15回目であり、全体が信用できないとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(シー2) 平成30年8月21日

請求人は、県議会代表質問に関するヒアリングについて、代表質問関連は16回目であり考えられない、17時以降の県議会でのヒアリングもおかしいとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(スー2) 平成30年8月23日

請求人は、JR 日立駅での県議会報告及び県議会での代表質問に関する勉強

会について、その経路に関し、日立駅往復 20 km、県議会往復 64 kmで、申請距離の 97 kmは 13 km超過し、那珂 IC を経由しているが 8 月 21 日には同様な活動で水戸 IC 経由であり、また、県議会代表質問に関する勉強会に関し、代表質問関連は 17 回目でありとても信用できないとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(セー 2) 平成 30 年 8 月 26 日

請求人は、「なかひまわりフェスティバル」、「あけのひまわりフェスティバル」、茨城県西部メディカルセンター及びさくらがわ地域医療センターの視察について、桜川市議会議員の選挙告示があり、県議選の告示を 11 月に控え、県本部長の責任を全うするため、ひまわり鑑賞や医療機関視察はないであろうから、選挙応援が本筋とみなすべきとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は概ね政務活動として行ったものであったが、一部について政党活動を含むため、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を 2 分の 1 として手引の規定に基づき按分していた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ゾー 2) 平成 30 年 8 月 30 日

請求人は、土浦市内での県議会報告について、地元の八島議員は政務活動費の申請がなく、理由は県議選対応だからであろう、JR 日立駅での県議会報告及びひたちなか市内での県政に関わる意見交換についても、県議選対応であり、県本部代表は、県議選勝利が至上命題であるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、政務活動に係る経費であっても、政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ター 2) 平成 30 年 9 月 3 日

請求人は、県議会での代表質問の内容調査について、代表質問関連は、8 月

24, 28 日を含め 20 回目でありとても信用できない, 水戸市内での要望聴取について, 選挙の年のこの時期, 水戸市内での活動は県議選対応とみなすべきであるとの理由により, ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ, 当該経費に係る活動は行われており, 専ら政務活動としての活動であった。したがって, 請求人の主張は理由がない。

(チー 2) 平成 30 年 9 月 4 日

請求人は, 県議会での代表質問の内容調査について, 代表質問関連は 21 回目で非常に違和感があるとの理由により, ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ, 当該経費に係る活動は行われており, 専ら政務活動としての活動であった。したがって, 請求人の主張は理由がない。

(ツー 2) 平成 30 年 9 月 16 日～17 日

請求人は, 北海道胆振東部地震被災地調査について, ①通常, 日曜日に会社や役所訪問はありえない, 地震被害で大忙しの首長訪問は迷惑になる, ②7 月 5 日に県議選に立候補しないことを声明し, 7 月 30 日から 31 日まで新潟県, 8 月 6 日から 8 日まで徳島・岡山県視察, 短期間で 3 回の県外調査は駆け込み視察と言える, ③5 か所も視察し, それらを撮影した写真がないのは不可解である, などのことから, 北海道地震の視察は実施されていないとみなされる, また, レンタカー料金はツアー料金に含まれていたはずなのに追加の料金が発生しているのは疑問である, 地震発生が 9 月 6 日で, いつの時点で地震被害調査を決定したのかは定かではないが, 地震発生 10 日後, 往復 28,800 円の航空運賃の予約は可能なのか, 余裕で予約できた 11 月 3 日から 4 日までの視察は 43,500 円で不可解であり, 地震発生前に計画された視察と受け取れ, ツアーサービスからの請求日が視察終了後の 9 月 18 日なのは違和感があるとの理由により, ガソリン代等, レンタカー料金及び視察研修費の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ, 当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また, 9 月 21 日県議会予算特別委員会での質問のため, 9 月 6 日の地震発生後急遽被災地調査を計画し, 地震直後でスカイマークの割引チケットが確保できたとのことであり, レンタカーの追加料金はガソリン代とのことであった。さらに, 会派が提出した政務活動実施成果報告書においても, 政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかったほか, 宿泊を伴う視察の行程についても不自然な点はなかった。し

たがって、請求人の主張は理由がない。

(ター2) 平成30年9月20日

請求人は、JR 日立駅での朝の県議会報告及び高萩市内での県政懇談会について、選挙の年のこの時期の県議会報告及び県政懇談会は、県議選対応とみなすべきであるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(トー2) 平成30年9月24日

請求人は、9月議会の質疑内容の取りまとめに係る常陸太田市内での動画の編集作業の立会いについて、動画の編集作業は私的活動である、常陸太田市での県政懇談会について、党内会議で県議選対策であるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。なお、動画の編集作業は、9月県議会での代表質問、一般質問などの動画の編集作業や確認作業を行ったとのことであり政務活動とのことであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ナー2) 平成30年9月25日

請求人は、JR 大甕駅前での県議会報告について、選挙の年のこの時期、県議選対応で政党活動である、県議会で採決態度などの協議について、他議員は政務活動費の申請がなく虚偽であるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、政務活動に係る経費であっても、政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ニー2) 平成30年9月26日

請求人は、ひたちなか市での県政報告会について、県議選支援対策である、ひたちなか市の最南端まで往復58kmなので、申請距離の90kmは大幅に超過しており、申請距離が多すぎるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

これらの当該経費については、会派から錯誤による返還の申出があり、既に

全額が県に返還されているため、請求人の主張は、その根拠を失っている。

(ヌー２) 平成 30 年 9 月 28 日

請求人は、ひたちなか市での県政報告会及び常陸大宮市での県議会報告について、どちらも県議選対応の党内会議と思われ、場所と時間を明らかにすべきである、総走行距離は推計 92.8 km で申請距離の 137 km は少なくとも 44.2 km 超過であり整合性がないとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、ひたちなか市西十三奉行で県政報告会、常陸大宮市玉川で県議会報告を実施しており、また、活動記録に記載漏れがあり、日立市内で住民相談を実施しており、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、議会事務局で保管している収支報告書等を確認したところ、特に不自然とする点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ネー２) 平成 30 年 10 月 1 日

請求人は、水戸市内での県議会報告、政調会打合せ及び福祉医療制度の変遷と今後の方向性についての調査について、申請距離は 82 km であるが、一般道なら多くても 70 km であろう、県議会報告は県議選対策である、政調会打合せは他の議員に政務活動費の申請がないので虚偽と判断できるとの理由によりガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、会派から錯誤による返還の申出があり、正しい額との差額 432 円は既に返還されている。さらに、政務活動に係る経費であっても、政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり、他の議員が政務活動費への充当を行っていないとしても、政務活動であることを否定する理由とはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ノー２) 平成 30 年 10 月 8 日

請求人は、日立市内での街頭県議会報告について、選挙の年のこの時期、県議選対策であるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ハ一 2) 平成 30 年 10 月 9 日

請求人は、不動産業者との意見交換及び JR 大甕駅での県議会報告について、不動産業者との意見交換は、10 月 16、31 日と 3 回に及んでおり虚偽であろうが、事実としても、JR 大甕駅での県議会報告を含めて県議選対応とみるべきである、県議会での来年度予算編成への要望事項などの取りまとめについて、信用できないとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ヒ一 2) 平成 30 年 10 月 10 日

請求人は、守谷市内での県議会報告について、高速料金の請求もなく、県議選を控え、県本部長の使命は県議選勝利にあり、政党活動または私的活動とみなすべきであるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、高速道路を利用するか否か、利用した場合に政務活動費の充当を行うか否かは、会派の委任を受けた議員の判断であり、当該経費の充当がないことは政務活動であることを否定する理由にはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(フ一 2) 平成 30 年 10 月 11 日

請求人は、日立市内での県政要望聴取、銚田市内での地域猫活動の TNR についての調査及び常陸太田市内での県政に関わる懇談会について、県本部長の立場を踏まえれば、終日県議選対策とみなすのが妥当であるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ヘ一 2) 平成 30 年 10 月 14 日

請求人は、水戸市内での県議会報告会について、選挙の年のこの時期、県議選対策とみなすのが妥当であるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ホー２) 平成 30 年 10 月 16 日

請求人は、JR 大甕駅での県議会報告、不動産業者との意見交換及び JA 常陸組合長との意見交換について、選挙の年のこの時期の対話は、県議選対策とみなすのが妥当であるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(マー２) 平成 30 年 10 月 17 日

請求人は、JR 常陸多賀駅及び小木津町での県議会報告について、選挙の年のこの時期、県議選対策とみなすのが妥当であるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ミー２) 平成 30 年 10 月 18 日

請求人は、JR 日立駅での県議会報告、日立市内及び水戸市内での県政懇談会について、高崎議員は政務活動費の申請がなく、選挙の年のこの時期、県議選対応の政党活動であるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、政務活動に係る経費であっても、政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり、他の議員が政務活動費への充当を行っていないとしても、政務活動であることを否定する理由とはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ムー２) 平成 30 年 10 月 19 日

請求人は、東京都庁での広域防災に係る説明聴取について、県議選が迫るこの時期に、何故都庁での防災の説明聴取なのか信用できない、ブログでコメントを一切出していないことはおかしい、東京都庁行きは虚偽ではないかとの理由により、電車賃の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(メー２) 平成 30 年 10 月 20 日

請求人は、ひたち BRT を使った自動運転の実証試験の試乗調査について、2

日連続して同様な実証実験の試乗調査は信用できない，日立市内での県政報告について，県議選対策であるとの理由により，ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ，当該経費に係る活動は行われており，専ら政務活動としての活動であった。したがって，請求人の主張は理由がない。

(モ一２) 平成 30 年 10 月 22 日

請求人は，水戸市内及び日立市内の県政懇談会について，選挙の年のこの時期，県議選対策である，ひたち海浜公園のコキアの紅葉の視察について，毎年訪問しており観光とみなされるとの理由により，駐車料及びガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ，当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であり，コキアの調査については，観光振興及び地域活性化のための活動であった。したがって，請求人の主張は理由がない。

(ヤー２) 平成 30 年 10 月 25 日

請求人は，茨城県アンテナショップ IBARAKIsense の視察について，ネットで見られる「元いばらきマルシェ」視察は全く意味がない，10月19日東京に行ったついでに寄れたはずで信用できない，県議選を控え「アンテナショップ」視察は信用できない，事実は県議選対応の党本部訪問であろうとの理由により，ガソリン代等及び電車賃の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ，当該経費に係る活動は行われており，専ら政務活動としての活動であった。したがって，請求人の主張は理由がない。

(ユ一２) 平成 30 年 10 月 31 日

請求人は，不動産業者との空き家対策などの意見交換について，10月3回目であり不可解であり，県議選宣伝及び県議選対策であるとの理由により，ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については，会派から按分率1分の1の記載は，2分の1であった旨申出があり，半額が既に県に返還されている。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ，当該経費に係る活動は概ね政務活動として行ったものであったが，一部について政党活動を含むため，政務活動とそれ以外の活動が混在するとして，按分率を2分の1としていた。したがって，請求人の主張は理由がない。

(ヨ一２) 平成 30 年 11 月 3 日～4 日

請求人は，北海道胆振東部地震被災地の現地調査について，9月16日から

17日まで航空運賃は28,800円で相当早く予約したものと推測できるが、今回は43,540円で14,740円高く非常に疑問であり、何故土日の視察なのかという疑問が湧き出る、11月3日、4日のブログの写真及び報告書の3枚の写真を含めて井手議員の顔写真が1枚もないのは不自然である、2日間にわたり参加した講演会の内容をブログの写真で確認したところ、準備した20名分の椅子で確認できる参加者は11名だけであり、わざわざ北海道まで行って2日連続参加するまでもない、安平町は9月16日にも訪問したことになっており、真の目的は観光と思われる、当年度の4月から11月まで、1泊視察が4回、2泊が1回、県議引退による駆け込み視察と考えられるとの理由により、視察研修費、駐車料、レンタカー代及びガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また平成30年第4回定例議会の常任委員会審議に間に合わせるため急遽決定したため、割引料金の航空チケットが確保できず、通常料金となったとのことであった。さらに、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかったほか、宿泊を伴う視察の行程についても不自然な点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ラー2) 平成30年11月8日

請求人は、朝のJR日立駅での県議会報告及び県議会議員との意見交換について、選挙の年のこの時期、県議選対策で政党活動であるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率1分の1の記載は、2分の1であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は概ね政務活動として行ったものであったが、一部について政党活動を含むため、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1としていた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(リ一2) 平成30年11月9日

請求人は、県立近代美術館でマルシェ・ド・ノエル2018の視察について、観光の一環である、県議会で第4回定例議会の採決態度などの調査について、採決態度の調査は信用できないとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の

主張は理由がない。

(ルー 2) 平成 30 年 11 月 10 日

請求人は、日立市内 3 か所での県議会報告について、選挙の年のこの時期、終日、県議選対策の政党活動とみなされるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率 1 分の 1 の記載は、2 分の 1 であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は概ね政務活動として行ったものであったが、一部について政党活動を含むため、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、政按分率を 2 分の 1 としていた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(レー 2) 平成 30 年 11 月 12 日

請求人は、県議会第 4 回定例議会の採決態度に係る調整について、2 回目で他の議員は政務活動費の申請がない、水戸市内での県政懇談会について、選挙の年この時期、県議選対策であるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、政務活動に係る経費であっても、政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ロー 2) 平成 30 年 11 月 18 日

請求人は、フォーラムへの参加について、領収書には参加を示す氏名も領収印もなく、参加は虚偽である、石井敬一国交大臣の県内調査への同行及びまちあるき・講演会への参加について、ブログに一切記載がなく、まちあるきは 10 時から 12 時まで、講演は 13 時 40 分から 15 時まで行われているので、これに参加すれば石井敬一国交大臣の県内調査への同行は無理で、フォーラムへの参加は虚偽であり、終日、県議選対応のため国交大臣に同行したとみなすのが妥当であるとの理由により、参加費及びガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、石井国土交通大臣の視察同行の後、フォーラムは第 2 部の途中から出席したとのことであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ワ一2) 平成30年11月26日

請求人は、水戸市内での要望活動及び大井川知事に対する「東海第二発電所の運転延長・再稼働に関わる要望書」の提出について、ブログには、要望書提出の記載がなく、県議選告示直前で、県本部長として終日選挙対応であったはずであるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ヲ一2) 平成30年12月12日

請求人は、IBARAKIsense のリニューアル後の店舗営業状況調査について、IBARAKIsense は10月25日にも視察したことになっているが今回も虚偽であろうし、視察に何の意味もなく、県議選結果を説明するための党本部訪問と考えられるとの理由により、駐車料の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ン一2) 平成30年12月26日

請求人は、土浦市内での県議会公明党政務調査会打合せについて、八島議員は筑波山ホテル青木屋訪問で参加は考えられず、12月22日に井手議員は代表を退いており、高崎進県本部新代表の参加なくして成り立たないが、参加した形跡はなく、政調会はありえないとの理由により、ガソリン代等の半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、茨城県議会の公明党の代表交代は平成31年1月8日であり、当日の代表である井手議員は、八島議員と13時より打合せを行い、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ア一3) 平成30年12月29日

請求人は、美浦村での公明党出前政調会について、高崎・八島議員は政務活動費の申請がなく、美浦村訪問は政党活動か私的活動であるとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、政務活動に係る経費であっても、政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり、他の議員が政務活動費への充当を行っていなかったとしても、政務活動であることを否定する理由とはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イ一) 平成 30 年 12 月 30 日

請求人は、水戸市内での県議会公明党政調打合せについて、高崎・八島議員は政務活動費の申請がなく、党大会で高崎議員が本部長、八島議員が幹事長、井手議員は顧問の立場なので、高崎・八島議員不参加での打合せは信用できないとの理由により、ガソリン代等の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、高崎議員と水戸市内で打合せを行っており、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、政務活動に係る経費であっても、政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり、他の議員が政務活動費への充当を行っていないとしても、政務活動であることを否定する理由とはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

イ 八島功男議員

(ア) 平成 30 年 4 月 4, 11, 18 日, 5 月 2, 16, 23, 30 日, 6 月 6, 13, 27 日, 7 月 4, 18 日, 8 月 1, 8, 15, 22, 29 日, 9 月 12, 19, 26 日, 10 月 3, 10, 17, 24, 31 日, 11 月 7, 14, 21, 28 日, 12 月 12, 19, 26 日, 1 月 4, 9, 30 日, 2 月 13, 20, 27 日, 3 月 6, 13, 20 日

請求人は、これらの朝の定例県政報告会について、政党活動との理由により、駐車料の全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から錯誤による返還の申出があり、既に全額が県に返還されているため、請求人の主張は、その根拠を失っている。

(イ) 平成 30 年 5 月 1 日

請求人は、ひたちなか市での中小企業経営支援についての話し合いについて、個人宅での個人的な話し合いは、政務活動に該当しない、ご当地グルメ那珂湊焼きそばに関する聴き取りについて、県政に何の役に立つのか理解できず、政務活動に該当しない、また、走行距離も 140 km で理解できないとの理由により、茨城町東 IC からひたちなか IC までの 30 km のガソリン代等 720 円と高速料金 550 円を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、これらの経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ウ) 平成 30 年 5 月 6 日

請求人は、鹿嶋市政に係る相談聴取、廃校活用の進捗及びフィルムコミッションの現場視察について、総走行距離の推計は 164.7 km で、申請距離 230 km と比べ約 65 km 超過は理解できず、すべて私的活動である、また、水海道風土博物館坂野家住宅視察は、単なる観光であるとの理由により、ガソリン代等の全

額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、会派から錯誤による返還の申出があり、正しい額との差額1,512円は既に返還されている。したがって、請求人の主張は理由がない。

(エ) 平成30年5月8日

請求人は、認知症の叔母さんケア計画策定に係る住民相談について、個人的な生活相談であり政務活動に該当しないとの理由により、ガソリン代等の半額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(オ) 平成30年5月14日

請求人は、福島第一原発の現状視察、飯館村に帰村して開業した店舗の視察及び帰村住民との意見交換について、日立南太田 IC から福島県までの交通手段が井手議員同様不明であり、井手議員はブログで、原発以外に浪江町、富岡町、楡葉町の現地調査と記しており、全体を信用できないとの理由により、ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、福島第一原発の現状視察等について、茨城県公明党議員会として行ったものであり、井手議員、高崎議員、田村議員と日立南太田 IC 附近駐車場を集合場所として、レンタカーで福島第一原発等に移動したが、日立南 IC 以降の交通費については、福島第一原発の視察は、県議会公明党以外の参加者がいたことから政務活動費への充当を行っていないものであり、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、政務活動に係る経費であっても、政務活動費への充当を行うか否かは会派の委任を受けた各議員の判断であり、他の議員が政務活動費への充当を行っていないとしても、政務活動であることを否定する理由とはならない。したがって、請求人の主張は理由がない。

(カ) 平成30年5月29日

請求人は、BICYCLE CITY EXPO 2018 の参加について、東京ドームシティは JR 水道橋から直線で約 350m であり、秋葉原で乗り換え二つ目の駅であり、タクシーは必要なく、また、往路と帰路の運賃の差額 960 円はすこぶる不自然で、帰路は東京駅で電車の切符を購入しており、タクシーの走行距離から判断すれば、東京ドームシティ訪問は虚偽であるとの理由により、電車賃、特急料金及びタクシー代の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は行われており、専ら政務活動としての活動であった。また、タクシー料金については、東京ドームシティ調査の後、港区の東京中国文化センターの訪問に係る交通費であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(キ) 平成 30 年 7 月 26 日

請求人は、長野県小布施町「まちじゅう図書館」の取組及び県立長野図書館改革事業の取組視察について、前年 9 月 20 日にも県立長野図書館の視察を行ったので必要のない視察といえる、同僚市議団のガイド役なら宿泊費は自費で賄うべきである、町立図書館での視察研修の予定時間は 13 時から 15 時までで、その後現地視察は 2 か所で約 1200m、徒歩で 20 分未満であるから、小布施駅発長野駅行き 16 時 25 分に乘ることができ、長野駅には 17 時に到着できたので日帰りは十分可能であったが、約 5 時間 30 分ほど現地に滞在し、食事後、21 時 25 分発の長野駅行きに乗っているとの理由により、宿泊代のみ 11,000 円を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。また、会派が提出した政務活動実施成果報告書においても、政務活動費への充当の妥当性を疑わせる事実は確認されなかったほか、宿泊を伴う視察の行程についても不自然な点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ク) 平成 30 年 8 月 17 日

請求人は、ひたちなか市の岡田事務所での意見交換について、那珂湊焼きそばについては 5 月 1 日に視察しており、今回は意見交換をしているが、中小企業の事業継承に関する意見交換も含めて、5 月 1 日の評価と同様政務活動とは言えない、5 月 1 日に訪問した岡田宅と岡田事務所が同じ住所であれば、経路が違うのに走行距離が同じということは考えられないとの理由により、大洗 IC から茨城町東 IC までの 30 km のガソリン代等 720 円と高速料金超過額 300 円を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、これらの経費に係る活動は、専ら政務活動としての活動であった。また、経路については、著しく合理性を欠く等の場合を除いて、交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり、特に不自然とする点はなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ケ) 平成 30 年 9 月 8 日

請求人は、中小企業の事業継承に係る弁護士会の見解聴取について、高速の経路は、本来、桜土浦 IC から水戸南 IC、水戸南 IC から桜土浦 IC であるが、

申請の高速経路は全く異なっている，何故事業承継が弁護士に関係するのか理解できず，申請理由は信用できないとの理由により，ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ，これらの経費に係る活動は，専ら政務活動としての活動であった。また，高速道路料金を勘案し往路は桜土浦 IC～水戸南 IC，帰路は茨城町東 IC～桜土浦 IC 間を利用したとのことであった。経路については，著しく合理性を欠く等の場合を除いて，交通状況等に応じて議員の裁量により選択されるものであり，特に不自然とする点はなかった。したがって，請求人の主張は理由がない。

(コ) 平成 30 年 10 月 9 日

請求人は，県企業局との意見交換会について，領収書には 3 枚とあり 3 人で水戸へ行ったことになり，3 人分で 2,940 円なので一人 980 円となるが，金額が合わない，通常は水戸まで必ずマイカーで行くので，飲み会等の行事に参加の私的活動とみなすのが極めて妥当であるとの理由により，電車賃等の全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については，会派から錯誤による返還の申出があり，既に全額が県に返還されているため，請求人の主張は，その根拠を失っている。

(サ) 平成 30 年 12 月 15 日

請求人は，水戸武道館での義肢など福祉機器の活用と今後の製品開発に係る聴き取りについて，帰路は，水戸北 IC を利用すれば武道館から 3.2 km なのに，15.6 km 離れていて 28 分もかかる茨城町西 IC 経由は理解できず，私的活動も行ったと判断できるとの理由により，ガソリン代等及び高速料金の半額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については，会派から錯誤による返還の申出があり，既に半額が県に返還されているため，請求人の主張は，その根拠を失っている。

(シ) 平成 31 年 1 月 10 日

請求人は，平成 31 年度以降の農政の課題に係る意見交換について，食と農と水と政治連盟主催の会合への参加は政党活動であるとの理由により，ガソリン代等及び高速料金の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ，当該経費に係る活動について，主催は JA 関連政治団体ではあるものの，参加者は JA 関係者等であって，農政の課題についての意見交換をしたとのことであり，専ら政務活動として行われたものであった。したがって，請求人の主張は理由がない。

(ス) 平成 31 年 2 月 6 日

請求人は，会派主催 SDGs 勉強会について，衆議院議員会館にいたのは約 2

時間であり、帰路、有楽町には16時50分頃には着いたはずであり、東京駅から土浦駅前の駐車場まで1時間と仮定すれば、有楽町駅から東京駅までで約4時間滞在したことになり、この間いったい何をしていたのかを問われる、SDGs勉強会は、公明党岡本三成衆議院議員があいさつし、毎年必ずこの時期に開催しており、参加者の全員が公明党県議会議員と地方議員であったことが公明党本部主催の政党活動であったことを示しているとの理由により、電車賃及び駐車料の全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から按分率1分の1の記載は、2分の1であった旨申出があり、半額が既に県に返還されている。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動は概ね政務活動として行ったものであったが、一部について私的活動を含むため、政務活動とそれ以外の活動が混在するとして、按分率を2分の1としていた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(セ) 平成31年2月10日

請求人は、土浦市移住フェアの開催状況視察について、上野駅発行の特急券と推測できる1,000円×2枚は不可解であり、1枚分は他人の立て替え分で、乗車券を有楽町駅、特急券を上野駅で購入しているのは不可解である、有楽町滞在時間は1時間30分ほどと推測できるが、有楽町駅から土浦駅前の駐車場までの4時間は、一体何をしていたのか大変不自然で、この間は私的活動と捉えるのが妥当であるとの理由により、立て替えた特急券1,000円、電車賃の半額1,820円、駐車料の半額250円、合計3,070円を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から錯誤による返還の申出があり、3,570円が既に県に返還されているため、請求人の主張は、その根拠を失っている。

(ソ) 平成31年2月14日

請求人は、スーパーマーケット・トレードショー2019の視察について、議員の視察になじまない、2,140円が乗車券及び特急券であれば特急券は2枚になり、往路は特急を利用していないので、1枚は不当な請求であるとの理由により、特急券1,000円を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から錯誤による返還の申出があり、既に全額が県に返還されているため、請求人の主張は、その根拠を失っている。

(タ) 平成31年2月21日

請求人は、会派の宮城県の視察先への手土産代について、土産は提供者の好意で提供するものであるので政務活動に値しないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動

は専ら政務活動としての活動であった。なお、視察が専ら政務活動としての活動であれば、視察先への土産代は認められている（手引 13 頁）。したがって、請求人の主張は理由がない。

(チ) 平成 31 年 3 月 11 日

請求人は、土浦市移住フェア視察について、特急料金 2,000 円の請求が 2 月 10 日分の請求と重複しているとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から錯誤による返還の申出があり、既に全額が県に返還されているため、請求人の主張は、その根拠を失っている。

ウ 田村けい子議員

(ア) 平成 30 年 5 月 2, 8 日

請求人は、視察先であるエスプールプラス及び京都府脱引きこもりセンターへの土産について、土産は視察者の好意で提供するものであり視察者負担との理由により、土産代の全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、これら視察に係る活動は専ら政務活動としての活動であった。なお、視察が専ら政務活動としての活動であれば、視察先への土産代は認められている（手引 13 頁）。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イ) 平成 31 年 1 月 10 日

請求人は、食と農を考える新春の集いへの参加について、食と農と水政治連盟の新春の集いは政党活動に該当するとの理由により、ガソリン代等 2,568 円及び高速料金 2,660 円を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動について、主催は JA 関連政治団体ではあるものの、参加者は JA 関係者等であって、農政の課題についての意見交換をしたとのことであり、専ら政務活動として行われたものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ウ) 平成 31 年 2 月 6 日

請求人は、SDGs 勉強会について、公明党岡本三成衆議院議員があいさつし、毎年必ずこの時期に開催しており、参加者の全員が公明党県議会議員と地方議員であったことが公明党本部主催の政党活動であったことを示しているとの理由により、電車賃等全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、議会事務局を通じて会派に確認したところ、SDGs 勉強会について、主催は茨城県議会公明党議員会であり、専ら政務活動として行われたものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

エ 高崎進議員

(ア) 平成 31 年 1 月 10 日

請求人は、食と農と水を考える新春の集いへの出席について、政治連盟の新年会で政務活動ではないとの理由により、ガソリン代等及び駐車料全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該経費に係る活動について、主催は JA 関連政治団体ではあるものの、参加者は JA 関係者等であって、農政の課題についての意見交換をしたとのことであり、専ら政務活動として行われたものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(2) 広報紙(誌)発行費

ア いばらき自民党

(ア) 会派(「いばらき自民党県政活動報告(秋季限定号)」(平成 30 年 10 月 10 日発行))

請求人は、間もなく選挙が行われる時期に議員の名簿を掲載する意味は無く、他の記事もほとんど内容のない項目の羅列や写真であり、県議会選挙対応のいばらき自民党の宣伝ビラとして評価されるべきものとの理由により、当該広報紙(誌)の印刷代及び折込代について、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙(誌)は、定期的に発行し、政務活動の結果を県民に分かりやすく伝えることを目的としたものであった。また、議員名を掲載したのは県政への意見・要望等を受け付けるため、各地域の窓口として掲載したものであり、当該広報紙(誌)の記事は、専ら政務活動について掲載したものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イ) 萩原勇議員(「県政活動報告(Summer 2018)」)

請求人は、全 4 頁のうち、4 頁目を占める「2017-2018 主な活動」の記事は、自己宣伝の域を全く出ないものであり、県会議員選挙に向けてのダイジェスト記事であるとの理由により、当該広報紙(誌)の印刷代及び郵便代等について、4 分の 1 の額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙(誌)は、定期的に発行し、政務活動の結果を県民に分かりやすく伝えることを目的としたものであり、専ら政務活動について掲載したものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ウ) 西條昌良議員(「県政活動報告」(平成 30 年 8 月発行))

請求人は、記事には問題がないものの、8 月に発行した「県政活動報告」を、

県会議員選挙を12月に控えた10月に、8月よりも多い部数を再印刷して配布したのは、本文とは関係のない議員の写真を多数掲載していることから推察すれば、選挙を念頭に置いた宣伝に使われたものと判断せざるをえず、政務活動費の按分率を2分の1と評価するのが妥当であるとの理由により、当該広報紙（誌）の10月の増刷に係る印刷費と、印刷費用の按分により算定した増刷分の原稿料について、政務活動費に充当された金額と請求人が評価した按分率により算定した金額との差額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙（誌）は、定期的に発行し、政務活動の結果を県民に分かりやすく伝えることを目的としたものであり、当初8月に印刷した分を配布した後、他の地域の県民からも配布要望を受け増刷したものであった（9月に印刷し、10月に支払）。当該広報紙（誌）の増刷に係る会派の説明に、合理性を欠く点は認められず、請求人による、増刷が選挙を念頭に置いた宣伝に使われたものと判断せざるを得ないとする旨の主張は、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。また、請求人は、本文とは関係のない議員の写真を多数掲載している旨の主張をしているが、資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、県民に分かりやすく伝えるために写真等を多数掲載しているが、そのうち、選挙活動に関する写真については、手引に基づき、誌面における面積割合に応じ適切に政務活動費の按分を行っていた。なお、その他の写真については記事に関連した説明として掲載したものであり、手引上、問題のないものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(エ) 星田弘司議員（「活動報告」配布のためのポスティング業務委託料（65,420部 印刷費含む）（平成30年9月12日支払））

請求人は、当該支出の対象とした広報紙（誌）は「活動報告 この4年間の活動の成果とこれから。」（「討議資料」と記載あり）であるとしたうえで、全3頁の記事全てについて、県会議員選挙に向けた宣伝記事であり、「討議資料」なるものは、支援者の集まる会合で議員が自己宣伝をし、結束を固める手段に使われるものであるとの理由により、当該広報紙（誌）配布の印刷費及びポスティング代について、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該支出の対象とした広報紙（誌）は、請求人の指摘とは異なり、「茨城県議会議員星田こうじ@行動派通信」（全2頁）であり、請求人が指摘した印刷物に係る経費は、政務活動費が使われていなかった。したがって、政務活動費が使われていない印刷物に対する独自の見解を根拠にした、請求人の主張は理由がない。

なお、当該支出の対象とした広報紙（誌）について確認したところ、定期的

に発行し、政務活動の結果を県民に分かりやすく伝えることを目的としたものであり、手引に基づき、政務活動について掲載した面積の割合に応じて、政務活動費の支出を行ったものであった。

(オ) 先崎光議員

a 「県政活動報告（H30.1 発行）No.28 号」

請求人は、全2頁のうち、2頁目の50分の11を占める「土木企業委員会県内調査」、同頁の100分の27を占める「「山の日」啓発イベント」、及び同頁の10分の1を占める「街頭報告会」の記事は、結果の説明がない、イベントにでかける必要がないなど、意味がない活動報告の記事であるとの理由により、政務活動費の按分率を200分の141と評価するのが妥当であるとして、当該広報紙（誌）の印刷代及び新聞折込料について、200分の59の額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、「山の日」啓発イベント」の記事については、地域の活性化のためのイベントを視察し、その内容を紹介したものであり、その他の記事も含め、当該広報紙（誌）の記事は、専ら政務活動について掲載したものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

b 「県政活動報告書（H30.5 発行）No.29 号」

請求人は、全2頁のうち、1頁目の10分の3を占める「まっさき光県政報告会」の記事は、具体的内容がない報告で全く意味がない、義援金募集活動に触れているがこれは政務活動ではないなど、政務活動費の按分率を20分の17と評価するのが妥当であるとの理由により、当該広報紙（誌）のデザイン代、印刷代及び郵送料等について、政務活動費に充当された按分率20分の19と請求人が評価した按分率20分の17との差に相当する額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙（誌）のうち、「台湾南部地震被災者支援募金」にかかる記事（請求人が請求書において「義援金募集活動」とする記事）については、政党活動に当たるものとして、当該広報紙（誌）全体における記事の面積割合（20分の1）に応じ、政務活動費の按分を行っていた。その他の記事については、専ら政務活動について掲載したものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

c 「県政活動報告書（H30.7 発行）No.30 号」

請求人は、全2頁のうち、2頁目の5分の1を占める「第2回新しい茨城づくり調査特別委員会」の記事及び同頁の10分の3を占める「総務企画

委員会県内調査」の記事は、本文に問題はないが、写真は不要であり、それぞれの記事に係る政務活動費の按分率を、写真の面積に応じて2分の1、10分の7と評価するのが妥当であり、また、同頁の25分の3を占める「街頭報告会」の記事は意味がなく、全体として、政務活動費の按分率を20分の17と評価するのが妥当であるとの理由により、当該広報紙（誌）の印刷代及び郵送料等について、20分の3の額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙（誌）は、専ら政務活動について掲載したものであった。また、写真については、記事に関連した説明として掲載したものであり、手引上、問題のないものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(カ) 戸井田和之議員（「政務調査活動報告書」第25回（10月発行）、第26回（11月発行））

請求人は、「政務調査活動報告書」第25号（回）及び第26号（回）について、他の号はインターネット上に公開しているが当該各号は公開しておらず、これは、県会議員選挙に備えた内容であったか、選挙活動に活用したからであるとの理由により、当該広報誌の印刷代について、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙（誌）は、定期的に発行し、政務活動の結果を県民に分かりやすく伝えることを目的としたものであり、専ら政務活動について掲載したものであった。請求人による、広報紙（誌）の内容をインターネット上に公開していないことを、選挙に関連したものであるからとする旨の主張は、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

(キ) 小川一成議員（「県政報告（2014～2018 4年間の実績）」）

請求人は、全4頁のうち、1頁目の10分の7と2頁目の100分の39を占める道路・信号機関連（交通安全）の記事は、政務活動であろうが今更報告しても何の意味も無く、選挙を意識した自己宣伝であり、2頁目の20分の11を占めるトピックスの記事は政務活動ではなく、3頁目及び4頁目を占める過去の条例制定の記事は、政務活動ではあるが自身の活躍振りを強調して報告しており、その意図は選挙への対応であるとして、いずれの記事も評価はゼロ、また、残りの部分は、広報紙（誌）名及び連絡先であり、これらだけでは広報紙（誌）としての価値がないとの理由により、当該広報紙（誌）の作成費及び印刷代等について、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙（誌）は、定期的に発行し、政務活動の結果を県民に分かりやすく伝えることを目的とし

たものであった。また、一部の私的活動に係る記事（トピックス）を除き、専ら政務活動について掲載したものであり、私的活動に係る記事については、手引に基づき、当該広報紙（誌）全体における記事の面積割合（8分の1）に応じ、政務活動費の按分を行っていた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ク) 常井洋治議員（「とこい洋治県政報告「笑顔大好き」Vol.81」）

請求人は、全2頁の記事全てについて、記事の内容は選挙区を対象にした自身の実績報告で、議員のホームページに選挙活動のための資料の一部として公開されており、選挙対応を目的としたものであるから、評価はゼロであるとの理由により、当該広報紙（誌）の印刷、折込、発送代について、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙（誌）は、定期的に発行し、政務活動の結果を県民に分かりやすく伝えることを目的としたものであり、専ら政務活動について掲載したものであった。なお、政務活動費の対象となる広報紙（誌）の要件は、「会派又は議員が作成・発行するもので、主に県民を対象とし、県政に関連した内容であること。」などにより判断されるものであり（手引20頁）、広報紙（誌）の内容が、議員のホームページに、政務活動の対象とならない後援会活動等とともに掲載されていることを理由として、政務活動費の対象たる要件が失われるものではない。したがって、請求人の主張は理由がない。

イ 県民フォーラム

(ア) 長谷川修平議員（広報紙（「県民フォーラム県議会報告」新聞紙1頁、平成30年10月4日付））

請求人は、長谷川議員の代表質問を主体とするが、表題から会派の県議会報告であるとして、会派が通常発行している県議会だよりと比べて著しく高額な費用をかけており、また、発行時期から見て発行の目的の半分は選挙対策であるとの理由により、当該広報紙の発行代について、2分の1の額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙は、議会活動（長谷川修平議員の代表質問等）を広く県民へ届けるため、新聞紙面を広報媒体としたものであった。請求人は、当該広報紙に要する経費が著しく高額である旨の主張をしているが、異なる広報媒体に要する経費と比較して金額の多寡を論ずるのは妥当ではなく、新聞紙面を広報媒体としたことに係る会派の説明に合理性を欠く点は認められなかった。また、当該広報紙の記事は、専ら政務活動について掲載したものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

(イ) 齋藤英彰議員

a 「県政だより／第 28 号」(平成 30 年 4 月発行)

請求人は、全 4 頁のうち、4 頁目の 100 分の 74 を占める「直近の主な活動」の記事は、自身の行動の項目羅列で広報紙(誌)の記事としての価値がなく、また、同頁の 100 分の 26 を占める「編集後記」の記事のうち、2 分の 1 の「今後の県政への取り組み姿勢」の記事以外は広報紙(誌)として意味がなく、選挙対応の記事であるとの理由により、当該広報紙(誌)の印刷代及び郵送代について、5 分の 1 の額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙(誌)は、県民に対して県政に関する情報等を提供し、県民の意見を吸い上げて行政に反映させることを目的として、原則、議会閉会後の翌月に、定期的に発行しているものであった。また、当該広報紙(誌)の「編集後記」の一部に、県議会議員選挙に関する記載があるが、これは、議員が任期最終年を迎えるに当たっての挨拶とお礼を、「編集後記」の中で最小限の範囲で社交辞令として記載したものとしたことであった。政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づいて行われる(手引 3 頁(1)イ(ア))のものであり、広報紙(誌)の記事の内容等についても、社会通念上政務活動の範囲から逸脱していると認められない限り、会派又は議員の裁量に委ねられているといえる。当該「編集後記」の中の選挙に関する記載は社交辞令であり、社会通念上、政務活動の範囲から逸脱しているとは認められず、当該広報紙(誌)の記事は、専ら政務活動について掲載したものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

b 「県政だより／第 29 号」(平成 30 年 7 月発行)

請求人は、全 4 頁のうち、3 頁目の全面を占める「2 期目の活動記録」の記事は、選挙を意識した自己宣伝であり、4 頁目の 100 分の 69 を占める「直近の主な活動」の記事は、自身の行動の項目羅列で広報紙(誌)の記事として価値がなく、また、同頁の 100 分の 31 を占める「編集後記」の記事は、広報紙(誌)の記事として全く価値がないとの理由により、当該広報紙(誌)の印刷代及び郵送代について、2 分の 1 の額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙(誌)は、県民に対して県政に関する情報等を提供し、県民の意見を吸い上げて行政に反映させることを目的として、原則、議会閉会後の翌月に、定期的に発行しているものであった。また、当該広報紙(誌)の「編集後記」の記事に、当時話題になっていたスポーツに関する記載があるが、これは、

県民に読んでもらうための工夫の一環であり、「編集後記」の一部にとどまるものとのことであった。当該「編集後記」の記事は、広報紙（誌）の趣旨を逸脱しない、議員の裁量の範囲内のものであり、当該広報紙（誌）の記事は、専ら政務活動について掲載したものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

c 「県政だより／第30号」（平成30年10月発行）

請求人は、全4頁のうち、4頁目の4分の3を占める「直近の主な活動」の記事は、自身の行動の項目羅列であり、同頁の4分の1を占める「編集後記」の記事は、選挙を意識したものであり、いずれも広報紙（誌）の記事として価値がないとの理由により、当該広報紙（誌）の印刷代及び郵送代について、4分の1の額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙（誌）は、県民に対して県政に関する情報等を提供し、県民の意見を吸い上げて行政に反映させることを目的として、原則、議会閉会後の翌月に、定期的に発行しているものであった。また、当該広報紙（誌）の「編集後記」の一部に、県議会議員選挙に関する記載があるが、これは、齋藤議員の立候補について、「編集後記」の中で最小限の範囲で社交辞令として記載したもののことであった。当該「編集後記」の中の選挙に関する記載は社交辞令であり、社会通念上、政務活動の範囲から逸脱しているとは認められず、当該広報紙（誌）の記事は、専ら政務活動について掲載したものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

d 「県政だより／第31号」（平成30年11月発行）

請求人は、全4頁のうち、4頁目の50分の39を占める「直近の主な活動」は、自身の行動の項目羅列で広報紙（誌）の記事として価値がなく、また、同頁の50分の11を占める「編集後記」の記事は、趣旨が選挙対応にあり、広報紙（誌）として不適格であるとの理由により、当該広報紙（誌）の印刷代及び郵送代について、4分の1の額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙（誌）は、県民に対して県政に関する情報等を提供し、県民の意見を吸い上げて行政に反映させることを目的として、原則、議会閉会後の翌月に、定期的に発行しているものであった。また、当該広報紙（誌）の「編集後記」の一部に、県議会議員選挙に関する記載があるが、これは、県議会議員選挙の投票率の向上等についての文章の中に、選挙の日程等を記載したもののことであり、社会通念上、政務活動の範囲から逸脱しているとは認められず、当該広報紙（誌）の記事は、専ら政務活動について掲載したもので

あった。したがって、請求人の主張は理由がない。

e 「県政だより／第 32 号」(平成 31 年 1 月発行)

請求人は、全 2 頁のうち、2 頁目の 50 分の 39 を占める「2018 年の活動記録」の記事は、過去の記事のダイジェストであり、再録の意味はなく、スペースを埋める目的としか思えないとの理由により、当該広報紙(誌)の印刷代及び郵送代について、100 分の 39 の額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙(誌)は、県民に対して県政に関する情報等を提供し、県民の意見を吸い上げて行政に反映させることを目的として、原則、議会閉会後の翌月に、定期的に発行しているものであった。また、当該広報紙(誌)の記事は、専ら政務活動について掲載したものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

ウ 茨城県議会公明党議員会

(ア) 会派

a 県議会政務活動レポート郵送料(平成 30 年 10 月 8 日支払)、県政ミニ通信用ハガキ代(平成 30 年 10 月 9, 11 日, 12 月 27, 30, 31 日支払)、県議会ミニ通信用ハガキ代(平成 30 年 12 月 11 日支払)

請求人は、いずれも実際に発行されたミニ通信等の広報紙(誌)との関連が不明であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、郵送料は「茨城県議会公明党政務活動レポート 2018」(「第 2 回定例県議会 一般質問／田村けい子」及び「第 3 回定例県議会 代表質問／井手義弘」)に、ハガキ代は「たかさき進ミニ通信(2018/10/10 発行)」(10 月 9 日支払)、「田村けい子県政ミニ通信(2018 秋号)」及び「八島いさお県政ミニ通信(2018/10/10 発行)」(いずれも 10 月 11 日支払)、「たかさき進ミニ通信(2019/1/1 発行)」(12 月 11, 30 日支払)、「井手よしひろの県政ミニ通信(No91)」及び「田村けい子県政ミニ通信(2019 新春号)」(いずれも 12 月 27 日支払)、「八島いさお県政ミニ通信(2019/1/1 発行)」(12 月 31 日支払)に係る経費として、専ら政務活動に支出されたものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

b 広報紙配送業務補助(平成 30 年 12 月 5 日支払)

請求人は、実際に発行された広報紙(誌)との関連が不明であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

当該経費については、会派から錯誤による返還の申出があり、既に全額

が県に返還されているため、請求人の主張は、その根拠を失っている。

c 予算要望書配布のためのレターパック購入費(平成30年12月27日支払)

請求人は、金額から10パックと推察するが、予算要望書を広報の名目で10箇所を送ることの必要性を疑うとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該レターパックは、知事に提出した予算要望書について、自治体や各種団体、一般県民から入手したいとの要望を受け発送するために使用したもので、会派の広報活動の一環であるため広報紙(誌)発行費で計上したとのことであり、専ら政務活動に係る経費として支出したものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

d データ入力費(質問答弁の電子化)(平成31年3月14日支払)

請求人は、広報紙(誌)発行費とどう結びつくのか疑問であるとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、「茨城県議会公明党政務活動レポート」に掲載するため、平成31年第1回定例会における代表質問及び一般質問に係る答弁要旨の文字起こし(電子化)をしたものとのことであり、専ら政務活動に係る経費として支出したものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

e 「県議会公明党SDGs提案冊子」

請求人は、1,100部では広報紙(誌)の役目を果たせるのか疑問であり、党関連の特殊な人を対象としたものであろうとし、また、2回に分けて印刷し、単価を変える必要があったのか疑問であるとの理由により、当該広報紙(誌)に係る作成費について、全額を返還請求すべき旨主張する。

さらに請求人は、仮に冊子自体を政務活動として認めるにしても、全数一度に印刷していれば、少なくとも2回目の印刷費は初回並みにできたはずであるとの理由により、差額を返還請求すべき旨主張する。

請求人は、当該広報紙(誌)を始め、他の広報紙(誌)についても、請求人が僅かな発行部数であると独自に評価するものに関し、そのことを理由として、政務活動には該当しない旨の主張を行っているが、政務活動費の対象となる広報紙(誌)の要件は、「会派又は議員が作成・発行するもので、主に県民を対象とし、県政に関連した内容であること。」などにより判断されるものであり(手引20頁)、広報紙(誌)の発行部数の多寡のみを理由として、政務活動費の対象たる要件が失われるものではない。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙(誌)

（「茨城県における SDGs への取り組みに関する提案書（2019 年版）」）は、会派の最重要政策項目である茨城県における SDGs 推進を目的として、知事への提案の内容や会派が市町村に実施したアンケートの結果等を掲載したものであり、当初 600 部を発注（1 冊当たりの単価 250 円）したが、その後、冊子がほしいとの要望もあり 500 部を増刷（1 冊当たりの単価 260 円）したものであった。当該広報紙（誌）は専ら政務活動について掲載したものであり、増刷に係る会派の説明に合理性を欠く点は認められなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

（イ）井手義弘議員

- a 議会報告冊子印刷（平成 30 年 4 月 2 日支払）、代表質問議会報告郵送料（平成 30 年 4 月 19 日支払）

請求人は、冊子の現物は確認していないが、内容は平成 30 年 3 月 5 日の代表質問関連であり、部数は郵送料の発送数の 622 通と大差ないものと思われるとした上で、1 回の代表質問の記事が冊子にまとめるほどの分量であるか極めて疑問であり、622 通の配布では広報紙（誌）とは言えず、また、詳細な請求書がないため印刷単価も部数も分からないとの理由により、当該冊子に係る印刷代及び郵送料について、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該「議会報告冊子」は、「茨城県議会公明党政務活動レポート 2018 第 1 回定例県議会代表質問／井手義弘」（全 28 頁）であり、主に井手義弘議員の代表質問とそれに対する知事答弁を記事の内容とし、専ら政務活動について掲載していた。なお、当該広報紙（誌）の印刷部数は、4 月 2 日支払の印刷費分の 500 部に加え、次項 b の「県議会広報誌増刷（平成 30 年 4 月 26 日支払）」により 150 部を増刷しており、合計 650 部であったが、前述のとおり、広報紙（誌）の発行部数の多寡のみを理由として、政務活動費の対象たる要件が失われるものではない。したがって、請求人の主張は理由がない。

- b 県議会広報誌増刷（平成 30 年 4 月 26 日支払）

請求人は、どの県議会広報紙の増刷なのか分からない、詳細請求書の添付がないとの理由により、当該増刷に係る経費について、全額を返還請求すべき旨主張する。

前項 a で述べたとおり、増刷した当該「県議会広報紙」は「茨城県議会公明党政務活動レポート 2018 第 1 回定例県議会 代表質問／井手義弘」（全 28 頁）であり、専ら政務活動について掲載したものであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

なお、当該増刷費用については、政務活動費の按分率を4分の3としているが、初回の印刷時には按分を行っていなかったため、議会事務局を通じて会派に確認したところ、按分をしたのは錯誤によるものであるとのことであった。

c 「県政ミニ通信（井手よしひろミニ通信 No89）」及び「SDGs 政策提言」

請求人は、部数がそれぞれ1,140枚と200部と僅かであり、広報紙（誌）とは言えないとの理由により、当該広報紙（誌）に係る作成費等について、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙（誌）は、いずれも、専ら政務活動について掲載したものであった。また、前述のとおり、広報紙（誌）の発行部数の多寡のみを理由として、政務活動費の対象たる要件が失われるものではない。したがって、請求人の主張は理由がない。

d 「一般質問傍聴資料」（6月議会）及び「議会質問傍聴資料」（9月議会代表質問、9月議会一般質問）

請求人は、議員の質問を記載し、招待した支持者である傍聴人に配布したものであろうが、ごく限定された人への文書は広報紙（誌）とは言えないとの理由により、当該資料の作成費について、全額を返還請求すべき旨主張する。

後援会活動への支出に政務活動費を充当することは、手引において不適当な例とされているが（手引33頁）、議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙（誌）は、議会における議員の質問当日、議員の支持者に限らず、傍聴者全員に広く配布したものととのことであった。したがって、請求人の主張は理由がない。

e 「県政ミニ通信」（田村けい子ミニ通信 2018年夏号、八島功男ミニ通信 7月10日、高崎進ミニ通信 7月15日号）

請求人は、印刷枚数が合計で2,821枚と広報用として少なすぎ、限定した特別の人を対象としたとしか思えないとの理由により、当該広報紙（誌）に係る作成費及びハガキ代について、全額を返還請求すべき旨主張する。

さらに、請求人は、仮に広報として認められたとしても、3人で同じ内容の広報紙（誌）を作れば費用は削減できたはずとの理由により、2人分のデータ作成（制作）費に相当する金額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙（誌）は専ら政務活動について掲載したものであり、議員別に「県政ミニ通信」を制作したのは、地域の代表としての県議会議員の活動を簡潔に広報する

ためとのことであつた。また、会派には、「県政ミニ通信」を、いわゆる後援会報とする考え方はなく、地域や県全域を対象として発送しているものとのことであつた。請求人が当該広報紙（誌）に係る経費の全額を返還請求すべき旨主張する主たる根拠は、発行部数に対する独自の評価であるが、前述のとおり、広報紙（誌）の発行部数の多寡のみを理由として、政務活動費の対象たる要件が失われるものではない。また、請求人は、3人で同じ内容の広報紙（誌）を作つた場合に削減できたはずの費用を返還請求すべき旨の主張もしているが、議員別に広報紙（誌）を作成したことによる会派の説明に、合理性を欠く点は認められなかつた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(ウ) 高崎進議員（たかさき進県政ミニ通信 2019/3/25 号）

請求人は、僅か 1,000 枚では広報紙（誌）と言えず、記事の内容が別途作成した広報紙（誌）と同じく代表質問に関するものであるとすれば、敢えてミニ通信を発行する必要はないとの理由により、当該広報紙（誌）の作成費及びハガキ代について、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙（誌）は、代表質問に関する記事と、「LINEを使った相談窓口を開設」した旨の記事が掲載されており、ミニ通信の発行については、議員としての活動を簡潔に広報するために有効とのことであつた。請求人の主張の主たる根拠は、発行部数に対する独自の評価であるが、前述のとおり、広報紙（誌）の発行部数の多寡のみを理由として、政務活動費の対象たる要件が失われるものではない。また、請求人による、内容が代表質問に関するものであれば敢えてミニ通信を発行する必要はない旨の主張については、ミニ通信には代表質問以外の記事も掲載されており、ミニ通信を発行したことによる会派の説明にも合理性を欠く点は認められなかつた。したがって、請求人の主張は理由がない。

(エ) 井手義弘議員（県議会代表質問撮影費（平成 30 年 9 月 6 日支払）、県議会代表質問（高崎進議員）撮影費（平成 31 年 3 月 5 日支払）、県議会一般質問（田村けい子議員）撮影費（平成 31 年 3 月 7 日支払）、高崎進議員（県議会一般質問撮影費（平成 30 年 9 月 10 日支払）、田村けい子議員（県議会一般質問撮影費（平成 30 年 6 月 7 日支払））

請求人は、質疑中の写真は本来必要ないものであり、撮影費の支払いは認められないとの理由により、全額を返還請求すべき旨主張する。

手引によると、「記事に関連した説明の写真に議員が写っている等の写真は問題ない」（29 頁）とあり、請求人の主張の根拠は、「質疑中の写真は本来必

要ない」というものであるが、これは単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

なお、請求人は、これらの支出のうち、井手義弘議員の名前で支払われた県議会代表質問（高崎進議員）撮影費及び県議会一般質問（田村けい子議員）撮影費について、1月で議員ではなくなっている井手議員の名前で費用の申請をしているのはおかしい旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、会派が県議会議長に提出した、当該経費の支出に係る「政務活動費領収書等貼付用紙」の使用者欄に「公明党 井手義弘」との記載があり、これは、会派が議長に提出する書類を作成する際に、「会派」と記載すべきところを、錯誤により井手議員の名前にしてしまったとのことであった。当該用紙に貼付されている領収証の宛名はいずれも会派（茨城県議会公明党）であり、すでに当該用紙の宛名欄の記載を訂正する手続きが行われていた。したがって、この点に係る請求人の主張は、その根拠を失っている。

(オ)「公明党県議会公明党政務活動レポート」(井手義弘議員(「9月代表質問」、高崎進議員(「9月一般質問」、代表質問)), 田村けい子議員(「6月一般質問」、3月一般質問))及び議会広報紙文字入力(井手義弘議員, 平成30年10月5日支払)

請求人は、僅か300部や500部では広報紙(誌)とは言えず、デザインレイアウト料として他会派の議員の広報紙(誌)の原稿料よりも高額な費用をかけているとの理由により、加えて、田村けい子議員の広報紙(誌)については、同時期に作成した別の広報紙(誌)で十分なはずとの理由により、これらの広報紙(誌)の作成費用(井手義弘議員「9月代表質問」の原稿作成作業である平成30年10月5日支払の「議会広報紙文字入力」に係る経費を含む。)について、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙(誌)は、代表質問及び一般質問に係る質疑の詳細な内容を中心に記載したもので、議員活動の集大成として行うのが本会議での質問であり、その内容を参考資料や図表も加え広く正確に伝えるためのものとのことであった。

請求人の主張の根拠の一つである、広報紙(誌)の発行部数に対する独自の評価については、前述のとおり、広報紙(誌)の発行部数の多寡のみを理由として、政務活動費の対象たる要件が失われるものではない。

また、請求人が当該広報紙(誌)に係るデザインレイアウト料(192,240円~278,640円)が高額であるとする主張の根拠は、「他の会派の議員の広報紙の原稿料は10万円程度(A3で4頁のもので)である」からとしている。

しかし、当該広報紙（誌）（24 頁～32 頁）と、頁数等の体裁が異なる広報紙（誌）とを比較してデザインレイアウト料（原稿料）の金額の多寡を論ずるのは適当ではなく、頁数を考慮しても、当該広報紙（誌）に係るデザインレイアウト料を「高額」とする請求人の見解に妥当性を認めることはできない。一方で、請求人は、井手義弘議員の「9 月代表質問」に係る広報紙（誌）について「記念品とするとは思えない」としており、当該広報紙（誌）が必要以上に豪華なものであり、そのような観点から「高額」と主張しているようにも思われる。しかし、たとえそのように解したとしても、当該広報紙（誌）を作成した目的に係る会派の説明に、合理性を欠く点は認められなかった。

加えて、請求人は、田村けい子議員の広報紙（誌）については、同時期に作成した別の広報紙（誌）で十分なはずとも主張しているが、この点について、議会事務局を通じて会派に確認したところ、別途作成した広報紙（誌）「さわやか通信」とは内容が異なり、当該広報紙（誌）はより詳細な質問内容を県民に届けることが目的であるとのことであり、会派の説明に、合理性を欠く点は認められなかった。したがって、請求人の主張は理由がない。

なお、請求人は、一部の広報紙（誌）について、2 回目以降の納品記録がないのはなぜかとの疑問を呈しているため、この点について、資料等及び議会事務局を通じて会派に確認した。請求人の疑問は、領収書に「初回納品分」との記載があることが理由と思われるが、これは、当初は増刷を検討していたために記載されたもので、実際には増刷されていないとのことであった。

(カ) 「県政ミニ通信 No. 91」(井手義弘議員)、「たかさき進県政ミニ通信 2019/1/1 号」(高崎進議員)、「八島いさお県政ミニ通信 2019/1/1 号」(八島功男議員)、「田村けい子県政ミニ通信 2019 新春号」(田村けい子議員)

請求人は、僅かな発行部数（796～1,257 部）であり広報紙（誌）とは言えず、印刷納期等から判断して年賀状相当であろうとの理由により、これらの広報紙（誌）に係る作成費用について、全額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙（誌）は、知事に対する予算要望書提出の記事など、専ら政務活動について掲載しており、県議会議員としての活動を簡潔に広報するために発行したものとことであった。また、前述のとおり、広報紙（誌）の発行部数の多寡のみを理由として、政務活動費の対象たる要件が失われるものではない。したがって、請求人の主張には理由がない。

エ 自民党無所属の会（本澤徹議員）

請求人は、「県政活動報告」に係る印刷代（平成 30 年 11 月 8 日支払）について、当該報告の現物は確認していないものの、9 月 7 日の本会議及び同月 14 日

の土木企業常任委員会での発言を掲載したものと考えられるが、原稿料及び送料の支払がないため、別途8月31日に印刷代を、9月6日に原稿料を支払った報告書と同一のものともいえるし、県議会議員選挙運動という特別な配布理由をもって配布したのではないかともいえるとの理由により、「県政活動報告」に係る9月6日支払の原稿料及び11月8日支払の印刷代について、いずれも2分の1の額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙（誌）は、平成30年第3回定例会本会議一般質問の内容と考察を掲載したもので、議会における活動を報告することと、県民から県政に対する意見・要望を寄せてもらうことを目的としたものとのことであった。また、当該広報紙（誌）に係る原稿料及び送料については、年間の政務活動費の上限額との調整により、政務活動費を充当せず、私費で支払ったものであり、8月31日支払の印刷代及び9月6日支払の原稿料は、当該広報紙（誌）とは別の広報紙（誌）に係る支出であった。したがって、請求人の主張は理由がない。

オ 自民党霞峰の会（外塚潔議員）

請求人は、「政務活動調査報告書（討議資料）」全8頁のうち、1頁目の100分の73を占める「人が輝くまちづくり」に全力で取り組んでいきます」の記事は支援に対するお礼と今後の支援のお願いが主たる目的であるなどとして、評価は2分の1が妥当であり、8頁目の100分の87を占める「2018年活動報告」の記事は、単に活動の写真の羅列で、自己宣伝の域を出ず、選挙前の宣伝であり、評価はゼロとし、また、「討議資料」とされていることも選挙を意識した報告書であることの裏付けであるとして、当該広報紙（誌）の作成費について、20分の3の額を返還請求すべき旨主張する。

資料等及び議会事務局を通じて会派に確認したところ、当該広報紙（誌）は、地域の課題に対する県の取組や議員自らの調査活動を県民に広報し、それに対する意見を聴取することを目的として、例年発行しているものであり、県議会における一般質問の内容や、議員による調査活動等、専ら政務活動について掲載したものであった。また、「討議資料」という文言については、単に請求人個人の見解を述べたに留まるものであり失当である。したがって、請求人の主張は理由がない。

3 結論

以上のことから、請求に係る支出の一部は既に県に返還されていることから判断の対象外であり、その他の請求に係る支出について違法又は不当というべきものはなく、知事が財産の管理を怠る事実は認めることができない。

よって、請求人の主張は理由がないものと判断し、これを棄却する。